燕国璽印の判別基準

栗 躍 崇

はじめに

戦国時期の下限は、始皇帝が六国を統一した紀元前二二一年と認められているが、上限には、紀元前四八一年（『春秋』終年）、紀元前四七五年（周元王元年）、紀元前四六八年〈周貞定王元年〉、紀元前四〇三年（三家始封諸侯）など異なる説がある。[1] したがって、戦国時代を歴史紀年の中からはっきり切り出すことができないので、本論文では、戦国時期の上限の年を特定しない。

もっとも中国の北に位置した戦国時代の燕国は、戦国七雄の一つとして、中国の歴史上に足跡を残したその独特の文化的特徴にこれまで多くの研究者が熱い視線をそそぎ、その文化を「燕文化」と称してきた。「燕文化」の重要な一分野である燕国璽印は数が多く盛観を呈している。周知のとおり、古璽印は文字を基礎として存在しているので、古文字の重要な研究分野であり、印文字の内容には幅広い情報が含まれている。数多い燕国璽印からは、いろいろな情報を得ることができ、燕国の出土文献の不足を補うことができる。燕国文字に関する先学の研究成果は、燕国璽印の研究に豊かな土壌をつくり出している。そもそも、燕国璽印の形制は、同世代の他国と比べ、より統一性を持ち、他国にない印鈕と形制が顕著であり、国別の判断を精密に行いうる利点がある。戦国璽印に特化した研究は、近現代のことながら、先学は素晴らしい研究成果をあげている。それら成果は燕国璽印の特徴を準確的に把握する上で、よい条件となっている。

今日まで出版された印譜や古璽印の研究論文や書籍を広く見渡せば、関連する研究成果は種々あるが、一国の璽印を形制の特徴と文字の特徴を中心に研究し、断代基準を提示した論文はほとんどない。一方、考古学的新出資料がつぎつぎに現れていることから、数多い伝来の古璽印及び古陶文中より、燕国璽印・陶文・封泥を検出することが可能になると考えている。

古璽印における考察は、おおよそ印文字内容の特徴、文字構造の特徴及び印鈕の形制の特徴の三つの面が中心になると考える。本論文では、燕国璽印の形制の特徴と文字面の特徴を中心に検討する。先学の研究成果や燕国にある銘文や新出土に関する文献などの資料を参照しながら論を展開し、燕国璽印の特徴を帰納する判別基準を提示し、さらにこの判別基準に基づき、伝存と新出の古璽印中から、燕国に属する璽印を新しく検出することを目指す（検出した燕国璽印を末尾に表示する）。その上で、提示した判別基準に基づいて、先学の研究結果を参照しつつ、燕国璽印を装った偽印を摘出する。

第一章　器形面における考察

器物の器形における考察は考古学上極めて重要である。器形面の考察を通して、器物の生まれる時代や国などの情報が判明する。そもそも器形には、器物が生まれ流通した時代の審美特徴が備わるからである。換言すれば、器物の時代的特徴は、すべて器形の特徴として表われる。「以形制為中心（形制を以て中心と為す）[2]」の器形面の考察は、古璽印が属する国を判断する際に重要である。したがって、標準器は不可欠である。燕国璽印は、地理的条件によって、著しい地域的特徴を持っているので、文字面と形制面の考察によって、標準器形を指定できると考える。本章は、燕国璽印を属性から官璽と私璽（吉語璽・図形璽を含む）の二類に分け、各用途から代表的な器形を標準器として指定する。原則として、器形は出土品と伝世品を中心に、器物の形（鈕制）と寸法面の考察を通して、標準器を選定する。なお、本論文の燕国璽印標準器は、おおよそ故宮博物院（北京）、上海博物館、浙江省博物館、蘇州博物館、湖南省博物館、天津市博物館、香港中文大学文物館の蔵品から選定する。

（一）官　璽

これまで燕国璽印であることが判明している燕国の官璽は、印面の形から分類すれば、おおよそ四角形の印面と長細形の印面の二類であり、印体の形（鈕制）から分類すれば、おおよそ壇形鼻鈕、柱形鼻鈕、瓦形鼻鈕の三類である。また材質から分類するなら、たいてい玉制と銅制の二類がある。周知のとおり、戦国璽印の材質は、銅・玉の他に金・銀・水晶・緑松石・獣骨（歯・角）・陶・琉璃[3]などの例もあるが、本論文は基準器の選定を最も重要とするので、より一般的である銅制の燕璽だけを対象とし、印面の形から分類する。なお、以下に「某形某鈕」と表記する「形」は印体の形を指し、「鈕」は印鈕を指す。

①四角形の印面で、鼻鈕の官璽《図版　官図一～官図二五》

以下に列挙した燕璽（官図一～官図一九）は、印文は白文で、通高は一・四～一・七cm、印面のサイズは一・九～二・四cmの間にあり、印文の末に「璽」字を加えない特徴がある。形制では、印台四周の側面から鼻鈕までの間に小さな凹面が見え、四角形の印面で壇形の鼻鈕である。これらの燕璽は同じ特徴を持つ統一性がある。他に、官璽である朱文小璽（官図二〇～官図二一）と朱文大璽（官図二三～官図二四）及び用途不明の長細形印面の瓦形双鼻鈕官璽（官図二五）がある。なお、「官図二二」のような朱文官璽には、官璽における「田字格」の萌芽が見える。全体から見ると、燕国官璽には、壇形鼻鈕である白文官璽に、規律

（官図一）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.4cm　縦：2.4cm

（官図二）壇形鼻鈕　通高：1.6cm　横：2.4cm　縦：2.4cm

（官図三）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.4 cm　縦：2.4cm

（官図五）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.1cm　縦：2.1cm

（官図七）壇形鼻鈕　通高：1.6cm　横：2.4cm　縦：2.4cm

（官図四）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.4cm　縦：2.4cm

（官図六）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.3cm　縦：2.3cm

（官図八）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.3cm　縦：2.4cm

（官図九）壇形鼻鈕　横：2.1cm　縦：2.1cm

（官図一一）壇形鼻鈕　通高：1.7cm　横：2.2cm　縦：2.2cm

（官図一二）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.3cm　縦：2.3cm

（官図一〇）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.1cm　縦：2.1cm

（官図一一）壇形鼻鈕　通高：1.7cm　横：2.4cm　縦：2.4cm

（官図一四）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.3cm　縦：2.3cm

（官図一五）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.2cm　縦：2.2cm

（官図一七）壇形鼻鈕　横：2.0cm　縦：2.0cm

（官図一九）壇形鼻鈕　通高：1.3cm　横：2.3cm　縦：2.3cm

（官図一六）壇形鼻鈕　通高：1.5cm　横：2.4cm　縦：2.4cm

（官図一八）壇形鼻鈕　横：1.9cm　縦：1.9cm

（官図二〇）覆斗形鼻鈕　通高：1.4cm　横：1.5cm　縦：1.5cm

（官図二一）覆斗形鼻鈕　横：1.6cm　縦：1.6cm

（官図二三）瓦形鼻鈕　通高：1.8cm　横：4.0cm　縦：4.0cm

（官図二四）瓦形鼻鈕　通高：1.5cm　横：4.3cm　縦：4.3cm

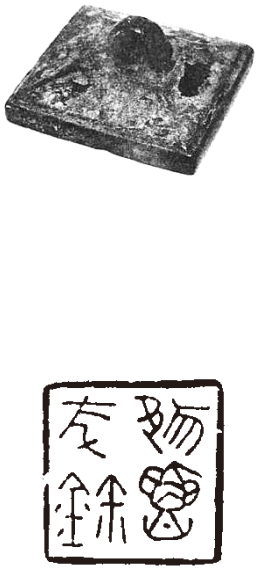

（官図二二）蟠螭鈕　通高：0.9cm　横：2.3cm　縦：2.5cm

（官図二五）瓦形双鼻鈕　通高：1.1cm　横：2.2cm　縦：5.5cm

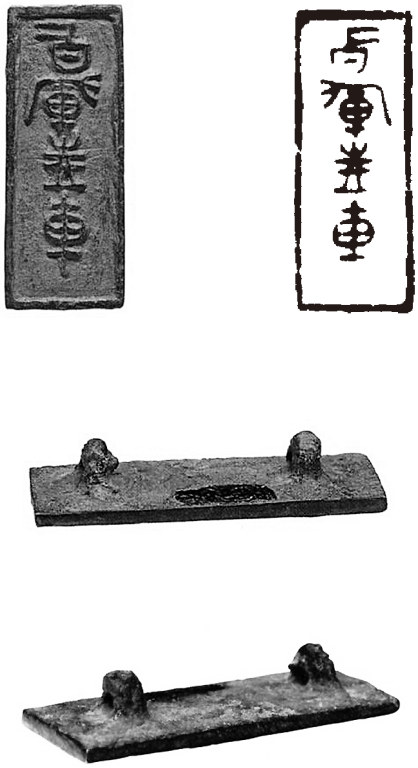

性がある一方、朱文官璽にはサイズや形制に規律性があまり見えない。

②四角形の印面で、柱鈕中空の巨大官璽《図版　官図二六》

【日庚都萃車馬】藤井斉成会有鄰館（京都）の蔵品で、印面の刻は比較的浅く、また鈕などから見て、特殊な用途に使われたものであろう。戦国の巨璽として著名で、山東省出土と伝えられている。[4]『金文分域編』に「山東通志に、光緒十八年濰県に出土し、王文敏　百十金を以て之を得。方二寸二分、辺は銅牆を作り、方筆筒の如し。筒内に数柱の其の間を横撑する有り。疑ふらくは古の烙馬印か。其の筒は火を盛る所以なり。周季木は易州の出土と云ふ。[5]」の記載がある。出土地は、山東省濰県（今の濰坊市）と河北省の易州（今の易県）の両説がある。これほど巨大な璽印は珍しく、烙馬印との推測は研究者間の通説である。[6]燕国璽印及び戦国時代の璽印を検討する際に、言及しなければならない一つであろう。この器は、燕国にしか見えず、官方用の烙馬印として、文字構造面にも燕国文字の著しい特徴をもち、官璽の基準器形を代

（官図二六）中空柱鈕　通高：7.4cm　台高：4.17cm　縦：7.5cm　横：7.5cm

表する一例である。

③長細形の印面で、鼻鈕と柄が付く官璽《図版　官図二七～官図三〇》

材料はすべて銅で、長い柄（柱形印体）を備え、鼻鈕を印体の側に付け、陽文の長細形の印面をもつ一類の燕国璽印である。従来、研究者はこの一類の長細形璽印を「鍴」と呼んで燕国璽印の別名としてきた。しかし、執筆者は、「鍴」は柄の付いたこれら長細形璽印の名ではないことを明らかにした。すなわち、燕国では陶器の一種を「燕陶鍴」という。長細形印面で柄付きのこの燕国璽印は「燕陶鍴」のために生まれた専用の璽印の一種である。今まで、出土した古璽印中には、戦国時代の他国に類似する長細形璽印の存在がない。「鍴」字が付いている璽印は、ただ陽文だけであり、戦国時代の燕国にしかない存在である。長細形の他に四角形の陰文も存在しない。また、銅以外の材料を使ったものも一切ない。なお、文字には、合文[7]と飾り筆画（官図二八～官図三〇）を使った例がある。燕国の長細形璽印は、総合的に見れば、低層の陶器製造機関と官位が低い監造官の用印であり、他の官事活動には使わない。普通の工匠用印（工匠名印）を除いて、この柄付きの銅製で陽文である燕国特有の長細形璽印は、量器の「燕陶鍴」のために生まれて来た専用印である。官印に属してはいるが、一般的な官印とは区別があり、低層の製造類官方用印である。管見では、現存するこの一類の燕国璽印は、伝来品と出土品を合わせて一七点があり[8]、燕国に特有の官方

（官図二七）柱形鼻鈕　通高：9.5cm　縦：5cm　横：1.3cm

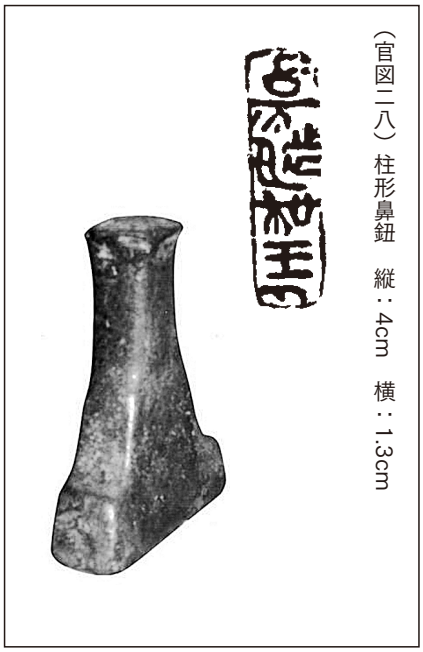

（官図二八）柱形鼻鈕　縦：4cm　横：1.3cm

（官図二九）柱形鼻鈕　通高：9.9cm　縦：6.4cm　横：1.3cm

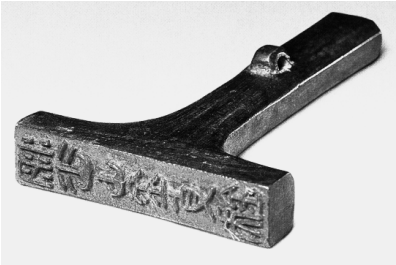

（官図三〇）柱形鼻鈕　通高：10.7cm　縦：4.4cm　横：1.1cm

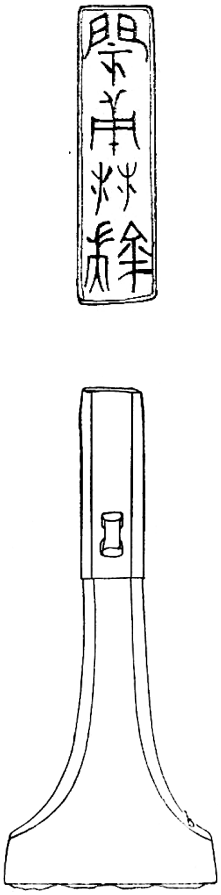

用璽印の一種類として、参考に値する。

以上の官璽より、燕国の官璽（職官用璽を含む）の全貌がほぼ見える。四角形の白文官璽には規範性があり、鈕制や印文の行文格式（…都＋職官名）にいたるまで統一性がある。一方、朱文官璽は、鈕制から印文まで規範性が見えないうえ、「官図二〇～官図二一」のような私璽と類似する小さい官璽の他にも、「官図二六」のような大きい官璽もある。すなわち、戦国時代の燕国には、白文壇形鼻鈕を中心とする璽印制度

があることが明らかである。なお、「官図二六〜官図三〇」により、特別な形制の特徴を持つ璽印には、特別な用途があったことも判断できる。

（二）私　璽

以下に列挙する各図のとおり、燕国の私璽は官璽に比べて、形制にあまり規範性が見えないものの、基本的には四角形、半通形、円形の三類がある。ただし、「私図五七〜私図六二」のような異形の私璽もある。また文字面（文字構造と印文内容構成）には著しい特徴が見られる。文字構造面には、常に鳥形書を取り入れたり、ある文字の筆画を変形したりして、装飾傾向が強く現われている。そして、燕国の私璽に見られる一部の「姓」（私図二、私図七〜私図八、私図一二、私図一五、私図三四参照）と「姓＋生＋名」（私図五、私図四六〜私図四八）の行文格式の特徴は同時代の他国よりも強い。なお、一部の単字璽も同時代の他国に見ない文字構造である（私図五五、私図五七参照）。本節では印面の形により、四角形私璽・半通形私璽・円形私璽・異形私璽の四類に分けて検討したい。なお、吉語璽と図案璽も私璽類に入れるが、これらは別に検討する。

①四角形私璽《図版　私図一〜私図四四》

後掲の燕国四角形私璽四四顆中には、朱文二六顆、白文一八顆が見られる。印台の形によれば、おおよそ覆斗形鼻鈕・鋭覆斗形鼻鈕（この一群の璽印の形制には咎鈕[9]や鼻鈕や覆斗などと呼ばれる独自の形がある。鼻鈕は、覆斗形の鼻鈕の鈕制と区別がある。いま覆斗形鼻鈕と明確に区別するために、鋭覆斗形鼻鈕と名付ける）・壇形鼻鈕・穿帯鈕の四種が見える。

四角形の戦国私璽の伝世品は数が多いが、形制には規範性や統一性がない。これは持ち主の趣向による随意性が強いからであろう。印鈕の形制は、種々多様であるのは、燕系の四角形私璽だけではなく、同時代の他国の私璽の鈕制も同じであるので、形制からの分類は研究上困難である。私璽の国別を判断するには、印文の字形を参照しなければならない。後掲の燕国四角形私璽によれば、ある印鈕の形が官璽の形制の特徴を取り入れ、私璽に転用していることが分かる（私図七、私図一二、私図一六、私図二五参照）。文字

（私図一）壇形鼻鈕　縦：1.5cm　横：1.5cm

（私図二）鋭覆斗形鼻鈕
通高：1.0cm　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図三）壇形鼻鈕
通高：0.9cm　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図四）覆斗形鼻鈕
通高：1.2cm　縦：1.2cm　横：1.2cm

（私図五）覆斗形鼻鈕
通高：1.9cm　縦：1.6cm　横：1.6cm

（私図六）穿帯鈕　通高：0.5cm　縦：1.1cm　横：1.1cm

（私図七）壇形鼻鈕
通高：1cm　縦：1.5cm　横：1.5cm

（私図八）鋭覆斗形鼻鈕
通高：1cm　縦：1.2cm　横：1.2cm

（私図九）覆斗形鼻鈕
通高：1.1cm　縦：1.4cm　横：1.4cm

（私図一〇）壇形鼻鈕
通高：1.2cm　縦：1.5cm　横：1.5cm

（私図一一）鋭覆斗形鼻鈕
通高：0.7cm　縦：1.2cm　横：1.2cm

（私図一二）壇形鼻鈕
通高：1cm　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図一三）覆斗形鼻鈕
通高：1.4cm　縦：1.2cm　横：1.2cm

（私図一四）覆斗形鼻鈕
通高：1.5cm　縦：1.2cm　横：1.2cm

（私図一五）壇形鼻鈕
通高：1cm　縦：1.2cm　横：1.2cm

（私図一六）壇形鼻鈕
通高：0.9cm　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図一七）覆斗形鼻鈕
通高：1cm　縦：1.1cm　横：1.1cm

（私図一八）鋭覆斗形鼻鈕
通高：0.8cm　縦：1.6cm　横：1.6cm

（私図一九）鋭覆斗形鼻鈕　縦：1.0cm　横：1.0cm

（私図二〇）壇形鼻鈕　縦：1.6cm　横：1.6cm

（私図二一）壇形鼻鈕　縦：1.35cm　横：1.35cm

（私図二二）覆斗形鼻鈕　縦：1.4cm　横：1.4cm

（私図二三）覆斗形鼻鈕　縦：1.1cm　横：1.1cm

（私図二四）壇形鼻鈕　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図二五）壇形鼻鈕　縦：1.4cm　横：1.4cm

（私図二六）壇形鼻鈕　通高：1.3　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図二七）鋭覆斗形鼻鈕　通高：1cm　縦：1.4cm　横：1.4cm

（私図二八）鋭覆斗形鼻鈕
通高：1.1cm　縦：1.4cm　横：1.4cm

（私図二九）鋭覆斗形鼻鈕
通高：1cm　縦：1.4cm　横：1.4cm

（私図三〇）鋭覆斗形鼻鈕
通高：0.8cm　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図三一）鋭覆斗形鼻鈕
通高：1.0cm　縦：1.5cm　横：1.5cm

（私図三二）鋭覆斗形鼻鈕
通高：0.8cm　縦：1.1cm　横：1.1cm

（私図三三）鋭覆斗形鼻鈕
通高：0.6cm　縦：1.1cm　横：1.1cm

（私図三四）壇形鼻鈕
通高：0.8cm　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図三五）壇形鼻鈕
通高：0.8cm　縦：1.2cm　横：1.2cm

（私図三六）壇形鼻鈕
通高：0.7cm　縦：1.1cm　横：1.1cm

（私図三七）壇形鼻鈕
通高：0.6cm　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図四〇）覆斗形鼻鈕　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図四三）鋭覆斗形鼻鈕
通高：1.5cm　縦：1.5cm　横：1.5cm

（私図三八）壇形鼻鈕
通高：0.8cm　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図四一）鋭覆斗形鼻鈕
通高：1cm　縦：1.3cm　横：1.3cm

（私図四四）鋭覆斗形鼻鈕　縦：1.4cm　横：1.4cm

（私図三九）鋭覆斗形鼻鈕
通高：0.8cm　縦：1.2cm　横：1.2cm

（私図四二）鋭覆斗形鼻鈕
通高：1.1cm　縦：1.5cm　横：1.5cm

（私図四五）半通形鼻鈕
通高 1.2 cm　縦：1.5cm　横：1.0cm

（私図四六）半通形鼻鈕
通高 1.5 cm　縦：2.3cm　横：0.9cm

（私図四九）半通形鼻鈕
通高 1.75 cm　縦：1.19cm　横：0.91cm

（私図五二）半通形鼻鈕　縦：1.75cm　横：0.8cm

（私図四七）半通形鼻鈕
通高 1.7 cm　縦：2.4cm　横：1cm

（私図五〇）半通形鼻鈕　縦：2.1cm　横：1.1cm

（私図五三）円壇形鼻鈕　通高 1.3cm　直径 1.3cm

（私図四八）半通形鼻鈕
通高 1.75 cm　縦：1.19cm　横：0.91cm

（私図五一）半通形鼻鈕　縦：1.6cm　横：9.5cm

（私図五四）円壇形鼻鈕　通高：1.5 cm　直径：2cm

（私図五五）円壇形鼻鈕　通高 1.7 cm 直径 1.4cm

（私図五八）心形瓦鈕（残）　縦 1.9cm　横 1.2cm

（私図六一）觸鈕　縦：2.4cm　横：0.8cm

（私図五六）円壇形鼻鈕　通高：1.7 cm　直径 1.3cm

（私図五九）半月形鼻鈕
通高：1.6cm　縦：2.2cm　横 1.2cm

（私図六二）觸鈕　縦：2.6cm　横：0.85cm

（私図五七）八角壇形鼻鈕
通高：1.3cm　直径：1.4cm

（私図六〇）縦：1.8cm　横：0.8cm

（吉図一）覆斗形鼻鈕
通高：1.2cm　縦：1.2cm　横：1.2cm

（吉図二）覆斗形鼻鈕
通高：1.27cm　縦：1.08cm　横：1.16cm

（吉図五）覆斗形鼻鈕
通高：1.28cm　縦：1.21cm　横：1.21cm

（図形璽一）
通高：0.8cm　縦：2.3cm　横：1.8～1.9cm

（吉図三）円形鼻鈕　直径：1.15cm

（吉図六）亭形鼻鈕　縦：1.6cm　横：1.6cm

（図形璽二）
通高：0.8cm　縦：1.8cm　横：1.5～1.6cm

（吉図四）亭形鼻鈕
通高：1.25cm　縦：1.34cm　横：1.34cm

（図形璽三）通高：0.7cm　印体：0.3cm
中間：1.7cm　両側：1.3cm

の面では、白文と朱文両方ともに鳥形文字の用例がある。また、朱文には見ないが、白文には横日字格の運用例（私図四二～私図四三）が見える。例は少ないものの秦代に流行する横日字格の萌芽が戦国時代にすでに見られることが明らかである。また、本論文に例をあげてないが、『古璽彙編』（番号：三八七八、三八七九）のように、左朱文右白文の燕国私璽もある。

②半通形私璽《図版　私図四五～私図五二》

四角形璽印の半分ほどを占める燕国私璽の印体は、形制と鈕制に著しい特徴を持つ。秦系璽印の中に、類似の形制と鈕制の官璽が数多く存在しているが、璽文の文字風格が異なり、両者の別は分かりやすい。燕国の半通形私璽の印文構成格式である「姓＋生＋名」は他国に見えない。また朱文を中心とする存在である。そして半通形鼻鈕璽印は私璽にだけあって官璽に例を見ない。

③円形私璽《図版　私図五三～私図五六》

円形印面の鼻鈕の私璽は、同時代の他国にも常見するが、大きい円形私璽は見ない。本節には代表的な朱文の円形私璽だけを例として出したが、白文円形私璽も存在する。器形からの国別の判断は困難であるので、文字面の特徴から判断する。前掲の「私図五五」の単字璽の文字構造及び「私図五六」に見る姓氏は燕国円形私璽に頻出する。

④異形私璽《図版　私図五七～私図六二》

燕国の私璽には、前掲の私璽①に掲げた四角形、②の半通形、③の円形の他にも、ここに掲げるとおり印体、印鈕、印面には様々な形がある。うち「私図五八～私図五九」の形は同時代の他国に例を見ない。様々な異形私璽印鈕、印体、印面はその多様性から国別の判別基準とすることが難しいので、印文の文字構造及び特有の姓氏から分類しなければならない。

⑤吉語璽《図版　吉図一～吉図六》

元の吾丘衍『学古編』第二九挙に「正面に字を刻するは、秦氏璽の如きも、而れども印すべからず、印すれば則ち字は皆な反なり。古人之を以て信を表わし、字の反を問わず。淳朴なること之の如し。」とある。吉語璽にも印鈕と印体の形が幾種類もあるので、器形から分類することは困難であり、文字構造面よ

り区別する必要がある。燕国の吉語璽には「昌」字が頻出し、その文字構造にも特徴がある。資料によれば、燕国吉語璽には単字璽から四字璽まであるが、五字以上のものをまだ見ない。

⑥図形璽《図版　図形璽一～図形璽三》

資料によれば、図形璽は戦国時代以前にすでに現われ、戦国時代には璽印の一類として、同世代の官璽、私璽、吉語璽と共存していたことが分かる。用途が不明瞭であるこれら図形璽には、白文と朱文がある。また印鈕の造形と印面の紋様には種々あり、特定の地域的特徴と紋様の特徴に代表性がないので、図形璽自身の特徴によって、国別を判断するのは難しい。出土時期や出土地の詳しい情報が分からない一部の図形璽、特に伝来の一部図形璽に対する研究の現状は、ただ印鈕と印面の図案を参考にしながら、おおよその年代を判断する段階に止まっており、国別の判断ができていない。管見では、図形璽の伝世品中、国別を明確に判断できる例はない。したがって、印鈕あるいは印面の紋様だけで国別を判断することはさらに難しいであろう。本論文では、燕下都において採集した三顆の図形璽を例としてあげる。燕国図形璽の研究に有用と考える。

前掲の三顆の図形璽は、全て『燕下都』所載である。「図形璽一」は、河北省易県西斗城村で採集したもので、ほぼ扁平の長方形で、印鈕の付く面は、素面で紋様がなく、中央に半周形の印鈕が付く。印面は四周に枠があり、鋳造の陽文図案（⊗）が見える。「図形璽二」は河北省易県北董村で採集したものである。印面はほぼ梯形で、印鈕が付く面は、素面で紋様がなく、中央に橋形の印鈕が付いている。印面は四周に枠が付き、印文は鋳造である。「図形璽三」は、河北省易県郎井庄村で採集したもので、印面は盾牌形で枠が付き、印文は鋳造の動物図である。印鈕は半円形で、周りに凸面の円点紋様の飾りがあり、紋様の内側と外側には細い陰文の線が見られる。図形璽はわずか右の三顆ながら、幾何図案と動物図案の様相が見られる。

本章では、形制の特徴を中心に検討し、燕国璽印の基準器形として官璽三〇顆、私璽七一顆（吉語璽と図形璽含め）を例示した。燕国官璽は壇形鼻鈕白文官璽（官図一～官図一九）が主要形制であり、他に朱文小官璽（官図二〇～官図二一参照）とサイズが大きい中空柱鈕官璽（官図二六参照）及び柱形鼻鈕官璽（官図

二七～官図三〇）がある。特別な形制の特徴を持つ璽印には、特別な用途があることも判断できる。そして、壇形鼻鈕白文官璽に「璽」字が付く用例がなく、印文の行文格式は「…都＋職官名」以外にないことも分かる。「璽」字を印文の末に加える用例は、僅かに製造職官類用璽にだけ見られる特徴である。ただし、用例の数は少ない。また、「官図二三」のような朱文官璽もあり、官璽に「田字格」の萌芽も見える。一方、燕国私璽の鈕制や文字構造面には著しい地域的な特徴があるほか、私璽の印文の「姓＋生＋名」の行文格式の特徴と鳥形文字の運用例も、燕国私璽の顕著な特徴である。

第二章　文字面における考察

社会の動乱期である戦国時代を、後漢の許慎『説文解字』叙は「諸侯力政し、王に統べられず、礼楽の己を害するを悪みて、皆な其の典籍を去る。分かれて七国と為り、田畴は畝を異にし、車涂は軌を異にし、律令は法を異にし、衣冠は制を異にし、言語は声を異にし、文字は形を異にす。」と述べている。この許慎の「文字異形」観念の影響を受けた戦国時代古文字分類の代表的な説には、次の諸家がある。王国維氏は地域から戦国文字を東土、西土と二つの文字類系に分けている。[10] 唐蘭氏には秦系文字と東方六国文字に分ける説がある。[11] 李学勤氏は『戦国題銘概述』[12]において「斉国・燕国・三晋・両周・楚国・秦国」題銘の六者に分けている。何琳儀氏には戦国古文字を五系「斉・燕・晋・楚・秦」[13]とする説があり、近年の戦国古文字の研究は、たいていこの分類に従って行われている。その代表的な研究に趙学清氏の『戦国東方五国文字構形系統研究』[14]、孫剛氏の『斉文字編』[15]、劉杉徽氏・劉長武氏の『楚系金文彙編』[16]、王愛民氏の『燕文字編』[17]、湯志彪氏の『三晋文字編』[18]、周波氏の博士論文『戦国時代各系文字間的用字差異現象研究』[19]などがある。文字は璽印の国別を判断する際に、重要な要素である。燕国璽印の判別基準を提示することを目的とする本論文では、先学の戦国文字研究におけるこれら分類法を参考に、五系「斉・燕・晋・楚・秦」分類法を採用する。

一　燕国璽印固有の文字構造（字形）について

戦国時代の燕国は、現在の中国北部に位置した。その領域については、「薊は、南は斉、趙に通ず。勃・碣の間の一都会なり。」（『漢書』地理志下）、「夫れ燕も亦た勃・碣の間の一都会なり。南は斉・趙に通じ、東北は胡に辺り、上谷より遼東に至るまで、地は踔遠、人民は希れにして、数しば寇を被る。大いに趙・代の俗と相い類す。而れども民は雕捍少慮。」（『史記』貨殖列伝）、「燕は東に朝鮮・遼東有り、北に林胡・楼煩有り、西に雲中・九原有り、南に呼沱・易水有り。地、方二千余里……」（『戦国策』燕策、蘇秦将為従）と見える。このうち『戦国策』燕策、蘇秦将為従の記載については、繆文遠氏が「此処の燕国の領地に関する記載には誤りが多い。朝鮮・林胡・楼煩は燕国には属していない。雲中・九原は趙国の領地に属している。燕地は北は東胡と接して、西は趙国と界する。南は中山国と隣接している。東は斉国と境を接する。[20]」と論じている。燕国の領地はおおよそ「今の河北省の北部と遼寧大半が含まれて、西北部と北部はそれぞれ山西省と内モンゴル自治区の片隅を含んでいる。また、東は朝鮮国の一部に嵌入していた。最初は都を薊（北京）に建てたが、昭王時代から都を武陽（河北省易県）に定めた。」と何琳儀氏は論じている。[21]この燕国の文字は著しく地域的な特徴を有している。すなわち、先学が釈読した璽印文字中には、周知の「馬」「市」「都」字などのように、同時代の他国と異なり燕国にしか存在しない文字構造（字形）、或いは偏旁がある。

本節では『古璽彙編[22]』及び『古陶文彙編[23]』を中心に、これら燕国にしか見えない璽印と陶文印跡文字を摘出する。これら摘出した文字は燕国文字の代表的文字構造（字形）である。この一群の代表的燕国文字を集めて、文字面から燕国璽印の判別基準を提示する。以下ではまず燕国璽印の文字面を中心に、文字構造及び内容と印文の排列の特徴について検討したい。

（一）文字類（燕国璽印特殊文字字形表一参照）

①受：「」『古璽彙編』（番号：一二三一、二七九九、三二七四）に印影が見える。『説文解字』は「 」の

文字構造である。呉振武氏は「受」字[24]と釈読する。何琳儀氏[25]・湯餘惠氏[26]・王愛民氏[27]・王寧氏[28]も呉氏の説に従って「受」字と読む。「受」字「[illegible]」の文字構造は燕国にしか見えない。

②馬：「馬」字は「[illegible]」（『古璽彙編』番号：〇〇四九～〇〇六一、三八六六、一五〇四）の他に「[illegible]」「[illegible]」[29]（『古璽彙編』番号：一二三七、三八八六、四一一八、〇八四六、五四九〇）の文字構造も見られる。「[illegible]」の文字構造は燕国官璽、私璽に多く見える一方、「[illegible]」「[illegible]」の文字構造はただ私璽に偏旁として用いられるだけである。

③鄰：「[illegible]」「[illegible]」「[illegible]」、「阝（邑）」部を「齊」部の下部に移してでき上がった「鄰」字の文字構造は、燕国特有な形である。本来は左右結構である文字を上下結構に変える偏旁異動の例である（『古璽彙編』番号：一五九八～一六〇〇、五五八二参照）。しかし、官璽にこの用例はなく、私璽にだけ人名用字として頻出する。

④公：『説文解字』は「[illegible]」の文字構造で、「八」と「厶」に従う文字である。燕国璽印に見る「公」字には白文と朱文の両方があり、「厶」部の中央に一つの点或は短い横画の飾り筆画を入れる特徴がある。「公」字は私璽に複姓「公孫」に現われる用例が多い。中には、鳥形文字の用例もある。なお、燕国の隣国である斉国の文字中にたまたまこの「公」字に類似する文字構造の用例が見えるのは、燕国の影響と考える。

⑤長：『説文解字』に小篆「[illegible]」、古文「[illegible]」「[illegible]」の文字構造が見える。燕璽に頻出する「長」字の右払いに飾り筆画を使用する特徴がある。そして、「[illegible]」のように、鳥形文字及び太い筆画を変えた文字構造例も見える一方、「[illegible]」「[illegible]」のように、日常習慣を越えて、左に向く文字構造の用例もある。

⑥張：前述の「長」字の特徴は、「張」字にも見える。また、「張」字には鳥形文字の使用があるのも特徴の一つである。

⑦喜：『説文解字』に「[illegible]、楽なり。壹に从ひ口に从ふ。凡そ喜の属は、皆な喜に从ふ。（虚里の切）。古文の喜は「[illegible]」。欠に从ふ。歓と同じ。」と見える。「燕王喜」兵器銘文によって、「喜」の文字構造は

燕国璽印特殊文字字形表一（文字類）

No.	文字	例字
①	受	
②	馬	
③	鄭	
④	公	
⑤	長	
⑥	張	
⑦	喜	
⑧	孫	
⑨	左	
⑩	錦	
⑪	都	
⑫	中	
⑬	申	
⑭	忠	
⑮	市	

⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
年	器	辛	章	單	得	剸	信	良	登	肖	師				

燕国璽印特殊文字字形表二（偏旁部首類）

偏旁部首	例字
㉜ 刀部	
㉝ 寸部	
㉞ 言部	
㉟ 邑部	
㊱ 疒部	
㊲ 戈部	
㊳ 虍部	
㊴ 彳部	
㊵ 頁部	
㊶ 至部	
㊷ 厂部	

『古璽彙編』（番号：〇三九五、〇三九六）の「喜」字と同形であることが分かる。官璽に用例がなく、私璽に人名用字として使われる特徴がある。

⑧孫：『説文解字』に「 、子の子を孫と曰ふ。子に从ひ系に从ふ。続なり。（思魂の切）。」と見える。燕国璽印には「孫」字は複姓の「公孫」の用例で頻出する。そして、左に「系」、右に「子」の文字構造に

特徴がある。

⑨左：『説文解字』は「」の文字構造である。前掲の「燕国璽印特殊文字字形表一⑨」に見る「（左）」字の文字構造は璽印や陶文印跡に頻出するが、特に燕国四角形白文官璽には他の文字構造が見えないという特徴がある。

⑩鍴：『康熙字典』に「鍴は廣韻・集韻並びに多官の切、音端。玉篇鑽なり。揚子方言に鑽は之を鍴と謂ふ。㊟音端。」と見える。何琳儀氏は「鍴」と釈読して、「瑞」と読んで以降、研究者は何氏の説に従ってほとんど異説がない。[31]「鍴」字の小篆字形は『説文解字』にない。また徐国の祭器の「徐王義楚祭鍴」及び燕国長細形璽印（いずれも陽文）と長細形陶文印跡にだけ見え、これ以外は、同時代の他国に「鍴」字の付いている器物が一切ない。今の学界には、一つは、「鍴」が燕国の柄が付く長細形璽印を指すとする説、もう一つは、「鍴」が酒器の一種であるとする説の二説が併存するが、燕国のこの「鍴」字について、執筆者に別説がある（注8所掲の拙稿）。すなわち「鍴」は燕国の長細形璽印の名前ではなく、燕国の陶器（量器）の一種であり、「鍴」字が付く燕国の長細形璽印は、璽印自体の名ではない、すなわち「鍴」は長細形璽印を鈐印する対象の器物を指す名である。

⑪都：『説文解字』に「、先君の旧宗廟有るを都と曰ふ。邑に从ひ者の声。周礼に国を距つること五百里を都と為すと。（当孤の切）。」と見える。該当文字について、朱徳熙氏は「都」。[32]何琳儀氏は「」と釈読して、「都」の異文と主張する。[33]「都」については、支持する研究者が多い。趙平安氏は『論燕国文字中的所謂〈都〉当為「鄗」（県）字』[34]の論文において、「都」は即ち「鄗（県）」字、県と等級であると指摘している。「都」字は燕国の官璽に頻出し、「都」字が付く官璽の「地名＋都＋職官名」の行文格式に帰納できる（『古璽彙編』番号：〇〇一〇～〇〇一八参照）。「都」字の文字構造は特別で、同時代の他国に見ない。また官璽に頻出するが、私璽には用例がない。

⑫中：『説文解字』に「 、内なり。口ーに从ふ、上下に通ずるなり。（陟弓の切）。は古文の中。は籀文の中。」と見える。「中」字について、裘錫圭氏[35]が初めて「中」と釈読した。その後、異説もあるが、[36]裘氏の説を支持する研究者が多い。

⑬宙：『説文解字』にない文字である。燕国の「中」字は「[illegible]」「[illegible]」のような構造であるので、「宙」字は「[illegible]」の文字構造であることが分かる（『古璽彙編』番号：三四九六、『古陶文彙編』番号：四・二〇参照）。

⑭忠：『説文解字』に「[illegible]、敬なり。心に从ひ中の声。（陟弓の切）。」と見える。前出の「中（[illegible]）」字によって、「[illegible]」字は「忠」字であると判断できる。『古璽彙編』に一例（番号：三四六三）しかなく、同時代の他国に見ない文字構造である。

⑮市：戦国時代の「市」字について、裘錫圭氏は『考古学報』（一九八〇年第三期）に「戦国文字中的〈市〉」[37]という論文を発表している。異説がなく、どの研究者も裘氏の説に従っているのが現状である。燕国の「市」字は、官璽や私璽の人名及び陶文印跡に頻出する独特の文字構造であり、同時代の他国の「市」字とは異なる文字構造の好例である。

⑯年：璽印の印文に用例を見ないが、燕国陶文印跡に頻出する文字である。上は「禾」下は「土」の独特の文字構造は、同時代の他国に見ない形である。

⑰器：『説文解字』に「[illegible]、皿なり。器の口を象る。犬は之を守る所以なり。（去翼の切）。」と見える。陶文印跡にある「[illegible]」字は、同国の銅器銘文にも「[illegible]」[38]の文字構造が見える。周曉陸氏は該当文字を「[illegible]」[39]字、湯餘惠氏[40]、徐谷甫氏・王延林氏[41]、何琳儀氏[42]は「器」字、高明氏・葛英会氏は「哭」[43]字と釈読する。なお、釈読を保留する研究者の他に、「[illegible]」字と釈読する学者もいる[44]。燕国文字の「[illegible]」犬（犭）部」は独特の偏旁構造を有するので、執筆者は何琳儀氏の説に従って「器」字と読む[45]。璽印文字に「器」字の用例を見ないが、長細形陶文印跡に頻出する特徴がある。

⑱辛：『説文解字』に「[illegible]」の小篆構造が見える。『古璽彙編』（番号：一二四八）に載せる「[illegible]（辛）」字の用例から見れば、一番下の横線の右は下に垂れる特徴があることが分かる。

⑲章：『説文解字』に「[illegible]」の小篆構造が見える。燕国璽印に見る「章」字は、前掲の「辛」字の文字構造と同様、一番下にある横線の右部は下に垂れるのが特徴である。

⑳單：『説文解字』に「[illegible]」の小篆構造が見える。燕国璽印中に「單」字の文字構造は二つある。一つは「[illegible]」で、一番下にある横線の右部は下に垂れる特徴がある。また一つは「[illegible]」である。なお「單」字

の上部にある「□」を「▽」の形にする特徴がある。

㉑得：『説文解字』に「[illegible]、行きて得る所有るなり。彳に从ふ导の声。（多則の切）。[illegible]は古文、彳を省く。」と見える。燕国璽印に見る「得」字は「[illegible]」部に従って、「寸」部を「[illegible]」にする特徴がある。

㉒剸：前出の「得」字によれば、「寸」部は独特の「[illegible]」の文字構造であることが分かる。「剸」字の「寸」部にも同じ特徴が備わっている。『戦国璽印分域編』に燕国璽印の「[illegible]」字（番号：二九五）及び「[illegible]」字（番号：三八五）が見える。[46] また、陶文にも「剸」字の用例が見える。[47]

㉓信：『説文解字』に「[illegible]、誠なり。人に从ひ言に从ふ。会意。（息晋の切）。[illegible]は古文、言の省に从ふ。[illegible]は古文の信。」と見える。「信」字は「人」と「言」に従う文字であるが、燕国璽印の「信」字では人偏のかわりに弓偏を用いる特徴がある。逆に、弓偏のかわりに人偏を用いる例は見ない。[48]

㉔良：『説文解字』に「[illegible]、善なり。富の省に从ひ亡の声。（徐鍇曰く、良は甚なり。故に富に从ふ。呂張の切）。[illegible]は古文の良。[illegible]も亦た古文の良。[illegible]も亦た古文の良。」と見える。燕国璽印文字の「良」字には「[illegible]」「[illegible]」の文字構造があり、同時代の他国に見ない。

㉕登：『説文解字』に「[illegible]、車に上るなり。[illegible]豆に从ひ、登車の形に象る。（都滕の切）。[illegible]は籀文の登、収に从ふ。」と見える。当該字について、高明氏[49]・王恩田氏[50]は「癸」と釈読するが、何琳儀氏[51]・王愛民氏[52]は「登」字と釈読する。「癸」字は燕国璽印に「[illegible]」（『古璽彙編』番号：三九八八）の文字構造が見え、燕国璽印の「壴（鼓）」（『古璽彙編』番号：〇三六八「中軍壴（鼓）車」）及び兵器の「燕王喜戈」と「燕王喜矛」の銘文にある「喜」[53]字を参照した上で、「登」字説が正しいと判断する。独特な文字構造で、同時代の他国に見ない。私璽に用例が頻出する特徴がある（『古璽彙編』番号：三八四八、五三二七、『古陶文彙編』番号：四・九一参照）。

㉖肖：『説文解字』に「[illegible]、骨肉相似るなり。肉に从ふ小の声。其の先に似ず、故に不肖と曰ふなり。（私妙の切）。」と見える。燕国璽印に見る「肖」字は「少」「月」に従って、同時代の他国に見ない文字構造である（『古璽彙編』番号：四一三〇～四一三九参照）。管見によれば、燕国のこの「肖」字の用例は全て私璽に姓として用いられる特徴がある。

㉗師：『説文解字』に「𠂤、二千五百人を師と為す。帀に从ひ𠂤に从ふ。𠂤四帀するは、衆き意なり。（疎夷の切）。𠂤は古文の師。」と見える。燕国官璽印に見る「師」字は「鋳師」の言葉で出る特徴があり、燕国私璽にも一例が見られる（『古璽彙編』番号：三三七一）。また同時代の他国と異なる文字構造が見られる。[54]

㉘：燕国璽印と陶文印跡に頻出する文字である。釈読は研究者の間に「節（卩）」「氏」「ク」「勹（伏・符）」「人」「匕」の諸説がある。今のところ執筆者は釈読を保留するが、動詞（製造類動詞）に限定されると考えている。[55]当該文字は特別な存在で、同時代の他国に見ない。

㉙：璽印に見えないが、燕国長細形陶文印跡に頻出する文字である。「」字の直後に「器」の文字と一緒に「器」の熟語で出現する特徴がある。執筆者はこの「器」を「正器」三字と釈読している。今までの出土資料によれば、「」字が燕国長細形陶文印跡の他に用例を見ないので、燕国の極めて代表的な文字構造の一つである。[56]

㉚：当該文字にはおおよそ「」「」「」「」「」「」の形が見られ、構造面にわずかな差がある。文字構造の部品中に鳥形文字の用例も見える（『古璽彙編』番号：二七九九、二八一一、二八一七参照）。私璽（姓名印）に頻出するが、官印には見えない。『古璽彙編』では未釈字とし、釈読は研究者の間に「韓」[57]「孝」[58]「南」[59]「南郭」[60]「考」[61]「崞」[62]「章」[63]「南」[64]「孰」[65]「李」[66]「索」[67]などの諸説がある。私印の冒頭字に使われているので、人名の姓として考えて間違いないが、現在の資料範囲では、釈読しがたい。文字構造面から見れば、同時代の他国に見ない形で、特別な存在として、燕国璽印の文字面における判別基準の好例の一つである。

㉛：当該文字は『古璽彙編』（番号：五四三五、三四八四）に未釈文字として印文二件を収録している。何琳儀氏[68]・荘新興氏[69]・湯餘惠氏[70]及び高明氏・涂白奎氏[71]は「」字と釈読している。また河北省易県燕下都遺跡郎井村で採集した同印文の璽印一件がある。[72]三件の「」字の璽印はともに単字印で、文字構造でも同時代の他国に例を見ないことから、燕国にしかない特別な存在と見なされる。

（二）偏旁部首類（燕国璽印特殊文字字形表二参照）

㉜刀部：『説文解字』に「[illegible]、兵なり。象形。凡そ刀の属は皆な刀に从ふ。（都牢の切）。」と見える。燕国文字の刀部は「[illegible]」の文字構造で、一般に文字の左偏に位置する特徴がある。文字構造は燕国兵器・陶文にも同じ形と特徴が見える。[73]

㉝寸部：前掲の「㉑得」字と「㉒剸」字のとおり、「寸」部は同じく「[illegible]」の形に作る。「寸」部のこの文字構造は文字構造面で国別を判別する根拠の一つになると考える。

㉞言部：『説文解字』に「[illegible]、直言を言と曰ひ、論難を語と曰ふ。口に从ふ平の声。凡そ言の属は皆な言に从ふ。（語軒の切）。」と見える。荘新興氏は、「言字の上部の点を短い縦線にするのが燕国言字の特徴である。」と指摘する。[74]

㉟邑部：前掲の「⑪都」字に見たとおり、「邑」部の構造には独特の特徴があり、偏旁面における代表的な形体である。

㊱疒部：『説文解字』では「[illegible]」の文字構造である。燕国璽印に見る「[illegible]」部の「厂」部の左払いの末筆を左に折る特徴は他国に見ない。[75] ただし、燕国陶文印跡に「疾」字の「厂」部の左払いの末筆を左に折らずに直下させるものもある。[76]

㊲戈部：『説文解字』に「[illegible]、平頭の戟なり。弋に从ひ、一は之を横にす。象形。凡そ戈の属は、皆な戈に从ふ。（古禾の切）」と見える。「戈」部で組み合わさった燕国の一群文字には同じ「[illegible]」の文字構造が見える。この戈偏の文字構造は同時代の他国に見ない。

㊳虍部：『説文解字』に「[illegible]」の文字構造が見える。『古璽彙編』に収める「[illegible]」（番号：〇三六五）、「[illegible]」[78]（番号：二七四六）、「[illegible]」[79]（番号：三〇五七）、「[illegible]」[80]（番号：三四四七）、「[illegible]」（番号：三四七八）の各字から燕国文字の「虍」部の構造的特徴が分かる。なお、兵器と貨幣銘文にも用例が見える。燕国文字の「虍」部は同時代の他国と異なる文字構造をもつ。

㊴犭部：『説文解字』は「[illegible]」の文字構造である。燕国璽印に「犬」偏の「[illegible]」の形が見られる。構成においては戦国文字の中に他国に見ない独特な存在と見なしうる。

㊵頁部：『説文解字』の小篆の文字構造は「[illegible]」である。燕国璽印に見える「頁」字は右払いに飾り筆画

を用いる特徴がある。

㊶至部：『説文解字』に「 、鳥飛びて高きより下りて地に至るなり。一に从ふ。一は猶ほ地のごときなり。象形。上去せずして下に至るは、来るなり。凡そ至の属は、皆な至に从ふ。（脂利の切）。は古文の至。」と見える。璽印及び陶文印跡に見える「至」部に属する文字には、均しく「」の構造が見える（『古璽彙編』番号：〇〇一五、〇〇〇三、一五〇六、二八三八参照）。この構造は同時代の他国と異なる。

㊷部：当該文字は燕国文字構造の部品（偏旁）である。湯餘惠氏の論文「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」[81]に「」字を「隹」と読んでいる。管見では当該部品が組み合わさってできた文字に次の二つがある。①：何琳儀氏[82]・湯餘惠氏[83]・陳光田氏[84]は「隹」字と読む。用例の『古璽彙編』（番号：二八〇七、二八三二、二五一〇）中の「二八〇七」と「二八三二」は同文印で同じく陽文であることが分かる。②：羅福頤氏[85]は「」と読むが、『説文解字』に見ない文字構造である。『古璽彙編』（番号：〇八八〇、三五六八、三九五七）に用例が見える。『中国書法全集』（第九二巻　先秦璽印巻）[86]、『天津市芸術博物館蔵古璽印選』[87]には「維」字、『天津博物館蔵璽印』[88]には「」字と読んでいる。「隹」字と読むことについては、燕国私璽に（隹「」「」）字の例があるので、「隹」字の釈読の適否について執筆者は判断を保留したい。独特の文字構造で、燕国璽印に存在している。「」字で構成した文字用例は、すべて私璽に人名として使用される特徴がある。

（三）字形面の構成について

燕国璽印文字には、印面の章法や審美を満足するために、ある筆画を太くしたり、動物の形象にしたり、二つの文字を合わせて一つにする例（合文）などが頻出している。これらの文字構造は燕国文字の特徴の一つである。

〔一〕飾り筆画文字：装飾筆画、羨筆、贅筆とも称し、文字の変遷過程で、文字の形を美化したり、装飾するために加えた音義に関係のない筆画を指す。すなわち文字の羨余部分である。[89]燕国璽印文字における飾り筆画の運用例には、大抵下記の三類がある。

①単に文字筆画の一部を変形したり太くする文字：『古璽彙編』（番号：〇〇八六、〇一一七～〇一二六、〇三六三、〇三九六、〇四〇九、〇五一九、〇五六二、〇五九六、一六八八、一六八九、二五二一、三二六七、五五八三）に用例がある。白文と朱文があり、私璽に見られるが、長細形職官璽（第一章官図三〇）にも見える。

②筆画を増やす飾り筆画文字：「公」字（燕国璽印特殊文字字形表一④参照）の「厶」部の中央に「点」を飾る類であり、「長」字（燕国璽印特殊文字字形表一⑤参照）の右払いに「点」や「短横筆画」を飾るように、私璽を中心に少数の職官璽（製造職官）にも用例がある。

③鳥形文字：『古璽彙編』（番号：〇六二二、〇七四五、一三〇四、三八五三）に「 （長）」「 （張）」「 （秦）」「 （孫）」の四例がある。文字の一部や単字を鳥形にすること、或は印文全体を鳥形にする特徴がある。鳥頭を上にする例があるが、鳥頭を下にする例も見える。私璽の用字に頻出するが、官璽には鳥形文字の用例を見ない特徴がある。

〔二〕合文：燕国璽印に見る合文も文字構造面の特徴の一つである。「 （中易）」「 （司馬）」「 （北宮）」が参考になる（『古璽彙編』番号：三二七四、三八一六、五五六二）。合文は、燕国のみならず、同時代の他国にも用例が頻出する。

〔三〕逆置き文字：文字の左右両行を逆置きにする用例は、『古璽彙編』に「 」（番号：三三七〇）及び「 」（番号：三三七一）が見られる。二例しかないが、ともに私璽である。この二例の璽印の印文は左行が同文で、官印に見ない文字の配置順序である。

燕国璽印及び陶文印跡の文字構造に関する検討の結果、固有字形三一字（燕国璽印特殊文字字形表一〈文字類〉参照）、固有偏旁部首類一一字（燕国璽印特殊文字字形表二〈偏旁部首類〉参照）を摘出できた。これら一群の文字は、璽印及び陶文印跡に頻出しているので、燕国文字独特の文字構造と見られる。

二　燕国璽印の印文内容について

戦国時代の燕国故地出土の青銅礼器類の銘文資料は数少ないとはいえ、兵器・貨幣・璽印・陶文類の銘

文資料より豊富である。中原から北に離れた燕国は、戎狄部落と雑居しながら、燕地特有の地域の風習と燕人の性格を形成した。[90] 風習や文化の代表である文字に独特の面目が現れるは当然である。燕国の地名・職官・姓氏に関する代表的な研究に、繆文遠氏『七国考訂補』[91]と『戦国制度通考』[92]、后曉栄氏・陳曉飛氏『考古出土文物所見燕国地名考』[93]及び左言東氏『先秦職官表』[94]、何琳儀氏・馮勝君氏『燕璽簡述』[95]などがある。これらの成果を璽印に反映すれば、燕璽の判別基準の一つとすることができると考える。璽印や陶文印跡より得た情報は、燕国の郡県設置・職官配置・地名地望・姓氏源流などに関する研究情報を提供できる。本章では、先学の研究成果を参照しながら、燕国璽印と陶文印跡に頻出する地名・市名・職官名・複姓の四方面から例をあげて検討する。

（一）地　名

①涿：『古璽彙編』番号：〇〇一〇。「[illegible]」字を湯餘惠氏は「鄢」[96]字と読むが、李家浩氏は「鄢」[97]字と読む。陳光田氏[98]・趙学清氏[99]また何琳儀・馮勝君氏[100]は李家浩氏の説に従って、「易」字と読んでいる。荘新興氏[101]・高明氏[102]・小林斗盦氏[103]は「郊」字、后曉栄・陳曉飛氏[104]は「涿」字、葉其峰氏は「郊」字、曾紹杰氏[105]は「郊」字、李懐軍氏[106]は「郊」字と釈読する。「涿」字については、『韓非子』有度第六に「燕の昭王は河を以て境と為し、薊を以て国と為し、涿の方城を襲ひ、斉を残め、中山を平らげ、燕有る者は重く、燕無き者は軽し。」との記載が見える。涿は今の河北省涿県である。

②文安：『古璽彙編』番号：〇〇一二、第一章官図一三。『漢書』地理志によれば文安は渤海郡に属する。また高明氏は「故城は今の文安県の東北柳河鎮に在り、古城の遺址がなお在る。この地は戦国時代には燕の境であった。[106]」と述べる。

③洵城：第一章官図六、官図十四参照。『古本竹書紀年輯校訂補』に「斉師及び燕師□水に戦ひ、斉師遁る。[108]」とあり、北魏の酈道元『水經注』鮑丘水に「……又た東して□河と合う。水は右北平の無終県の西山白楊谷を出で、西北のかた流れて平谷県を逕ぐ。」と見える。洵は川の名で、俗名は錯河。源は河北省薊県の北の黄崖口にあり、薊運河に注ぐ。

④方城：『古璽彙編』番号：〇〇一六。「[illegible]」字を高明氏[109]は「方」字、羅福頤氏主編の『故宮博物院蔵古璽印選』[110]及び葉其峰氏[111]・曾紹杰氏[112]は「万」字、施謝杰氏[113]・湯餘惠氏[114]・呉振武氏[115]は「丏」字と釈読しているが、執筆者は高明氏の説に従い「方」字と読む。『史記』燕召公世家に「〈王喜〉十二年、趙、李牧をして燕を攻めしめ、武遂・方城を抜く。」とあり、『括地志』幽州・右范陽に「方城の故城は幽州固安県の南十七里に在り。」と見える。燕国の方城は、今の河北省固安県南に位置した。

⑤彡城：『陶文図録』[116]番号：四・二一一・三。一九七九年、遼寧省朝陽市の南二五里の大凌河の東にある十二台営子郷袁台子村の東山梁から出土した二つの陶罐の肩部に、均しく「彡城都王[illegible]錫」の印跡がある。「[illegible]」字を徐暢氏[117]・王恩田氏[118]は「彡」字、董珊氏[119]は「酒」字、繆文遠氏[120]は「酉」字、后暁栄氏・陳暁飛氏[121]は「酉」字と隷定して「柳」字と読む。なお燕国官璽中に「[illegible]」の類字があり、施謝杰氏[122]は「廩」字と読んでいる。また『古璽彙編』（番号：二六〇六）に「[illegible]」字があり、参考になる。執筆者は「酉」字説に従う。「酉」字と「柳」字は発音が近く、ともに「尤母幽部」で、通仮字と見なしうる。『漢書』地理志、遼西郡の「柳城」に「馬首山は西南に在り。柳水に参はり北のかた海に入る。西部は都尉の治。」と見え、繆文遠氏は「酉と柳は音が近い。酉城は漢代の遼西郡柳城の前身に違いない。『漢志』に見える遼西郡西部都尉治柳城は、あるいは戦国時代の燕国の酉城旧址の上に建てられたであろう。」と推定する。

⑥襄平：第一章官図二〇。『水経注』大遼水に「大遼水は塞外の衛白平山に出で、東南して塞に入り遼東の襄平県の西を過ぐ。」及び「襄平県の故城の西を逕ぐ。秦の始皇の二十二年、燕を滅ぼし遼東郡を置き、此を治む。」との記載が見える。また、『史記』匈奴列伝の「燕も亦た長城を築き、造陽より襄平に至る。上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東郡を置き、以て胡を拒ぐ。」との記述も参考になる。燕国の襄平は、今の遼寧省遼陽市の辺りに当る。即ち遼陽市旧城区である。[123]

⑦無終：（『古陶文彙編』番号：四・二〇参照）。「[illegible]」二字を裘錫圭氏[124]・何琳儀氏[125]は「某宇」、董珊氏[126]・趙平安氏[127]と陳光田氏[128]は「無中」、周暁陸氏[129]は「[illegible]」字を「某」字と読んでいる。徐暢氏[130]は「無」と隷定し、「無終」と読む。執筆者は「無終」説に従う。「中」字は「知母終部」で、「終」字は「章母終部」

の文字であるので、発音は近く通仮字と見なしうる。[131]「無終」は『水経注』鮑丘水に「……又た東して泃河と合う。水は右北平の無終県の西山白楊谷を出で、西北のかた流れて平谷県を逕ぐ。」と見える。また、『漢書』樊噲伝に「尹潘無終・廣昌に軍す。」との記事が見える。無終は今の河北省蔚県と淶源の間である。[132]

⑧武垣：北京楊廣泰氏文雅堂の蔵品に「[illegible]（武垣都市鐱）」がある。施謝捷氏は「[illegible]」二字を「武垣」[133]と釈読している。『史記』趙世家に「（孝成王七年）武垣の令傅豹・王容・蘇射、燕の衆を率えて燕の地に反す。」と見える。『括地志』に「武垣の故城は、今の瀛州城、是れなり。」、また『漢書』地理志、涿郡に「武垣は、莽垣翰亭と曰ふ。」とあることによれば、武垣は涿郡に属する。『古本竹書紀年輯校訂補』[134]に「陰司馬 燕の公子の翌を武垣に敗る。」と見える。武垣は燕・趙の辺境に位置して、故城は今の河北省河間県西南二〇キロメートルにある。[135]

⑨夏屋：『古璽彙編』の番号：〇〇一五、五五四一、五五四六。黄盛璋氏は「夏虚都」[136]と読む。『古本竹書紀年輯校訂補』[137]に「魏殷臣・趙公孫裒 燕を伐ち、還り、夏屋を取り、曲逆に城す。」と見える。また、『史記』趙世家には「（趙襄子元年）簡子既に葬り、未だ服を除かず。北して夏屋に登り、代王を請ひ、廚人をして銅枓を操り、以て代王及び従者に食はしむ。」とあり、正義は『括地志』を引いて「夏屋山は代州雁門県の北三十五里に在り、句注山と相接す。蓋し北方の険にして、内外を分別する所以なり。」と注する。后暁栄氏・陳暁飛氏によれば、今の河北省蔚県の東北にある。[138]

⑩武陽：『古璽彙考』[139]八一頁左二参照。「武易」は即ち「武陽」である。『水経注』易水に「易水は又た東して武陽［城］の南を逕ぐ。蓋し易は自ら寛く、中は武夫関の東を出づ。是れ武水の称を兼ぬ。故に燕下都は、武陽の名を擅にす。」と見える。[140]今の河北省易県県城の東南三・五キロメートルに武陽台という燕国遺跡がある。

（二）市　名《図版　蘭城村陶文図一～蘭城村陶文図二》

「市」について、『説文解字』に「買売の之く所なり。市に垣有り、冂に从ひ丁に从ふ。物の相及ぶに象

蘭城村陶文図一

るなり。丁は古文の及なり。之の省の声。（時止の切）。」、『広韻』に「買うなり。」とあり、『爾雅』釈詁に「貿賈は、市なり。」とある。『周礼』司市に「司市は市の治教・政刑・量度・禁令を掌る。次叙を以て地を分けて市を経す。陳肆を以て物を弁じて市を平にす。政令を以て物の靡を禁じて市を均しくす。……大市は日昃にして百族に市するを主と為す。朝市は朝時にして商賈に市するを主と為す。夕市は夕時にして販夫販婦に市するを主と為す。」と見える。なお『周礼』遺人に「……凡そ国野の道は、十里ごとに廬有り、廬に飲食有り。三十里ごとに宿有り、宿に路室有り、路室に委有り。五十里ごとに市有り、市に候館有り、候館に積有り。」との記載が見える。燕国の「市」字は「[illegible]」の文字構造で、代表的な文字構造として裘錫圭氏により釈読され、異説がない[14]。燕国璽印及び陶文印跡に見る「市」はおおよそ以下のとおりである。

①左市：当該の燕璽は上海博物館の蔵品であり、燕国に「左市」が存在したことを証明できるが、その市の構成形態は未詳である（『古璽彙編』番号：〇三五四）。

②單佑都市：『古璽彙編』番号：〇二九七、〇三六一。「單佑」は地名であり、何琳儀氏・馮勝君氏は『燕璽簡述』[12]に、待考地名（検討を要する地名）に類別している。「單佑都市」は「單佑都」の中に商品の交換と流通を行う市場と推定する。璽印の形から見れば、燕国の四角形の陽文官璽と長細形の陽文璽の二種がある。都内の市に対する管理機構の官方用璽で、都の中に市の管理機構が存在していた有力な証拠である。

③莊都市：『古璽彙編』番号：〇二九二。「莊都」は燕国の「都」の一つとして燕璽に頻出するが、待考地名（検討を要する地名）である。「莊都市」は「莊都」に設置している「市」の一つと推定する。

④[illegible]市：上掲の蘭城村陶文図一、図二参照（46頁図版参照）。一九九二年秋、天津市武清高村郷蘭城村の賈永輝氏が高村の東の養魚池の辺りで採集した陶片である。陶片は二つあり、一つは「[illegible]市王□」、一つは「[illegible]都……」である。賈氏は印跡の文字が同じ「[illegible]市王□」の陶片を二つ持っていたので、その一つ（印跡文字【[illegible]市王□】）を博物館に寄贈した。この二枚の陶片を対照すると、「[illegible]」は燕国の地名、「[illegible]都」は燕国「都」の一つ、「[illegible]市」は燕国の「[illegible]」という都に設置した「市」と考えられる。「都」名である「[illegible]」の下に「市」を付したのである。

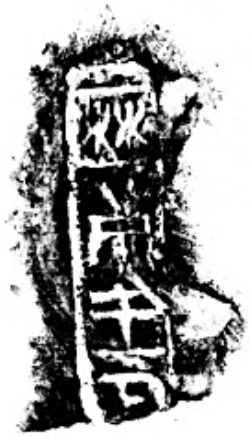

蘭城村陶文図二

⑤閡市：河北省武陽台村で採集された燕国長細形璽印の「閡市草鍴」がある。「閡」と「痎」の音は同じ「亥」である。『説文解字』に「[illegible]、二日に一たび発する瘧。疒に从ふ亥の声。」とするとおり、同音仮借の文字に属する。よって「閡市」は即ち「痎市」であると推定する。[143]

⑥武垣都市：「武垣」は、前掲のとおり燕の地名「武垣」である。「武垣都」は燕国の「都」の一つと考えている。「武垣都市」は「武垣都」に設置した「市」と推定できる。すなわち「都」名の下に「市」を付したのである。

⑦無終市：前掲（地名⑦）のとおり、燕の地名に「無終」がある。「無終都」の中に設置した「市」と考える。「都」名の下に「市」を付したのである。

管見によれば、右に掲げた燕国の「市」七つの中の五つは「……都市……」の行文格式である。「都」名の下に「市」を付したのである。そして、⑤「閡市」によって、庶民を中心に設置した「市」があったことも分かる。①「左市」については、『続封泥考略』収載の漢代斉魯封泥に「左市」「右市」「南市」「西市」があることから、戦国時代の燕国にも「右市」が設置されたと推定する。なお璽印印面の形には、四角形と長細形の二種類がある。

（三）職官名

①司徒：『古璽彙編』番号：〇〇一〇～〇〇一八。官璽にはすべて「……都＋司徒」の行文格式が見られる。「司徒」の職官は西周に初めて設置され、文献の記載では司徒は主に民事を管理する官職で、籍田及び林衡虞牧を掌り、徒役を徴発する他、労役の管理及び田地耕作に責任を負う。金文の『免簠』『曶壺』『𢦏𣪘』には「司土」とあり、『永盂』『揚簋』『无叀鼎』には「司徒」とある。一説では、「土」は即ち「徒」字の仮借字で、土地とは関係がない。また一説では「司土」は土地を主管する官職で、「司徒」は民衆を教化する官職である。「土」字を改めて「徒」字となったのは、西周中後期における土地政策面の変化の反映かもしれない。[144]

②大司徒長：上海博物館所蔵の「大司徒長[illegible]□」（『古璽彙編』番号：〇〇二二）がある。『周礼』大司徒

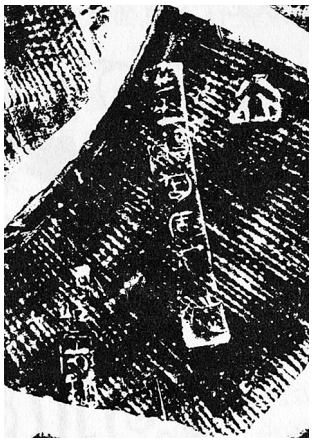

蘭城村陶文図三

に「大司徒の職は、邦の土地の図と其の人民の数とを建てて、以て王を佐けて邦国を安擾するを掌る。」とあるとおり、「大司徒」の官職名は文献に見えるが、璽印では「大司徒長」の官職名はこの一例しかない。しかも同時代の他国に見ないので、燕国特有の官名と考えられている。

③都左司馬（都右司馬）：『周礼』都司馬に「都司馬は都の士庶子及び其の衆庶の車馬兵甲の戒令を掌る。国法を以て其の政学を掌り、以て国司馬に聴す。家司馬も亦た之の如し。」と見える。燕国官璽の「𨻰都左司馬」と「𨻰都右司馬」（『古璽彙編』番号：〇〇五〇、〇〇五八）によれば、燕国には「左司馬」と「右司馬」の区別があるが、行政級別では同じく「都」に属することが分かる。

④将軍：『戦国策』燕策、燕王噲既立に「子之の三年、燕国大いに乱れ、百姓恫怨す、将軍市被・太子平、謀って子之を攻めんとす。」と見える。蘭城遺址で出土した陶片に見える「将軍」（蘭城村陶文図三参照）の銘文及び「九年将軍戈」[145]が文献の記載に合致し、燕国に将軍の職官が置かれていたことが知られる。

⑤騎右将：第一章官図二一参照。「騎」は燕国軍隊の編制の一種で、『戦国策』燕策一に「蘇秦　燕の文侯に説きて曰く、燕の東に朝鮮有り……車六百乗、騎六千匹。」と見える。「将」は『広雅』に「将は、扶なり。」、『説文解字』に「将は、帥なり。」とある。「騎右将」は即ち燕国軍隊編制の「騎」に設置した「右将軍」と推定する。

⑥都丞：『古璽彙編』番号：〇一一七～〇一二一、五一〇三～五一〇六によれば、「都」に「丞」の官職があり、「都丞」と呼ばれる。璽印の印文は「……都＋丞」の行文格式である。「丞」は副職に属し、主職を輔佐して、日常行事を行う官吏の職称である。また燕国では「丞」である官職に「左」と「右」の区別がある。[147]

⑦封人：『古璽彙編』番号：〇一九二、五五五三。印文の「都」の文字構造によって、二顆の璽印は燕璽と判断できる。この二顆の璽印の「都」字の直後に「封人」がある。『周礼』地官、川衡に「封人は王の社壝を設け、畿封を為りて之を樹つるを掌る。凡そ封国は其の社稷の壝を設けて、其の四疆を封ず。都邑の封域なる者も亦た之の如くす。」と見える。

⑧軍丞：『左伝』桓公五年に「秋、王 諸侯を以て鄭を伐つ。鄭伯之を御ぐ。王は中軍を為し、虢公林父は右軍を将い、蔡人衛人は焉に属す。周公黒肩は左軍を将い、陳人は焉に属す。」と見える。燕国璽印には「右軍」を見ないが、「左軍丞」（『古璽彙編』番号：〇一二六）と「中軍丞」（『古璽彙編』番号：五五四七）の官職名が見える。この「軍丞」は、将軍を輔佐して、軍中の日常行事を行う官吏であると推定する。「中軍」「左軍」の文字をもつ燕国璽印はすべて長細形という特徴がある。

⑨司工：『古璽彙編』番号〇〇八二、〇〇八五、〇〇八六、五五四五。「工」については、『周礼』冬官、考工記に「知者創め、巧者は之を述べ之を守る。世 之を工と謂ふ。」と見える。「司工」は即ち「司空」である。『尚書』周官に「司空は邦土を掌り、四民を居き、地利を時にす。」と見える。土地、工程、建築を主管する官員で、金文の『免觶』『揚簋』『散盤』『司空簋』『叔山父簠』等に「司工」或は「司空」が見える。[148] 燕国璽印の行文格式が「……都＋司工」であることによれば、「都」に「司工」の官職が設置されていたことが分かる。

⑩匋尹：『古陶文彙編』番号四・一～四・三、四・六～四・八。燕国故地の河北省で陶器の残片が数多く出土した。これら陶器残片に「陶尹」が見えることから、「匋尹」は燕国製陶業に存在した職官の一つであることが知られる。左言東氏によって、「倕、攸、工三級はみな左右陶尹の管理範囲に属する。」との説が提起された。[149] 陶文印跡によれば、燕国の「陶尹」には「左匋尹」「右匋尹」の区別があると判断される。

（四）複　姓

複姓の由来は複雑で、おおよそ官名、封邑、職業などから生まれてきたものと考えられる。戦国時代に私璽は身分証明の凴信（身分証明）として製造され盛行した。複姓は姓氏の一類として、戦国璽印に頻出する。戦国璽印中の複姓に関する論説は、陳光田氏の『戦国璽印分域研究』[150]、『戦国私璽中所見古代複姓及其源流考』[151] 及び呉振武氏の『古璽姓氏考（複姓十五篇）』[152] などに見える。本節では燕国璽印に見える複姓の特徴および文字構造面について、代表性的な例をあげて論じる。

①公孫：「公孫」二字をもつ燕国璽印は相当の量がある。宋の鄭樵『通志』氏族略第一、氏族序に「九に曰く、次を以て氏と為す。凡そ諸侯の子は公子と称し、公子の子は公孫と称す。公孫の子は復た公孫と言ふべかざれば、則ち王の父の字を以て氏と為す。」とあり、同じく『通志』氏族略第五、以爵系為氏に「公孫氏。春秋の時、諸侯の孫も亦た以て氏と為す者は公孫氏と曰ふ。皆な貴者の称。或いは言ふ黄帝の姓は公孫。因りて亦た以て氏と為すと。」と見える。燕国の私璽に頻出する「公孫」には下記の特徴が見られる。

a．印面には、方形、円形の他に、長細形（『古璽彙編』番号三八九八～三九〇〇）、円形の中に四角の枠を入れる形（『古璽彙編』番号三八九三）、円形の中に縦線を入れる形（『古璽彙編』番号：三八九五）もあり、さらに心形印面（『古璽彙編』番号三九二九）の私璽もある。

b．文字構造の面から見れば、「公」の「厶」部中央に「点」を入れる特徴がある。また「孫」字は左に「系」、右に「子」の文字構造をとることが著しい特徴であるが、他国の私璽にも左「系」右「子」の「孫」字が見える（『古璽彙編』番号：三九三六）。よって璽印の国別の判断は慎重に行わなければならない。

c．常見の朱文と白文の他に、左に「朱文」、右に「白文」の私璽も見える（『古璽彙編』番号：三八七八及び三八七九参照）。

d．「鳥形文字」を取り入れる特徴は、燕国私璽の特徴の一つであるが、複姓「公孫」の私璽にも鳥形文字の用例が頻出する。

e．「公孫」二字はおおよそ印面の右半に布置して、姓の「公孫」と名の間に「生」字を入れる特徴的な【姓「公孫」＋「生」＋人名】の行文格式をとる。この「姓＋生＋人名」の行文格式は、燕国私璽の著しい特徴であるが、斉国私璽（『古璽彙編』番号〇六四五）[153]にも用例がある。斉国は燕国との戦争や交流が頻繁であったので、「姓＋生＋人名」の行文格式は、燕国の影響を受けたものと推定する。

②王孫：『古璽彙編』番号三九二九。前掲の「①公孫」同様に、姓と名の間に「生」字を入れる特徴があ

る。「王孫」については、『通志』氏族略第五、以爵系為氏に「姫姓。周の大夫王孫満の後。満は頃王の孫なり。衛に王孫賈有り、楚に王孫由于有り……」と見える。『左伝』襄公廿三年に見える「王孫揮」や、昭公十二年の「王孫牟」、文公十四年の「王孫蘇」の人名が参考になる。

③長孫：『古璽彙編』番号三九三三に「張孫」の複姓がある。「張孫」は「長孫」と読む。燕国だけではなく、同時代の他国私璽にも見える。『漢書』儒林伝、趙子に「吉は淄川の長孫順に授く。順は博士、豊部刺史と為る。是れに由りて韓詩に王・食・長孫の学有り。」と見える。前漢の時には長孫順（淄川の人）がいるが、当該璽印によって、戦国時代の燕国に「長孫」という複姓があったことが明らかになった。

④率加（鮮虞）：『古璽彙編』番号四一〇一～四一二五に「[illegible]」二字の複姓が見られる。文字構造から燕国璽印であると判断でき、羅福頤氏[154]・呉振武氏[155]・葉其峰氏[156]は「率□」、陳光田氏[157]は「率呉」、荘新興氏[158]は「率加」、董珊氏[159]は「鮮虞」と読んでいる。「率加（鮮虞）」の複姓は戦国時代の他国の私璽に見えない。

⑤北宮：『古璽彙編』番号三二七四。呉振武氏[160]は「北宮□」と読む。第三字の「受」字は燕国に特有の文字構造である。「北宮」については『通志』氏族略第三、以地為氏に「姫姓は、衛の公族なり。」とあり、『元和姓纂』に「衛の公族の頃子は去疾を生む。孫括は遺を生む。遺は貞子喜を生む。喜は結及び肱を生む。左伝に北宮奢有り。漢書に北宮伯子有り。……」と見える。なお、『左伝』には「北宮喜」「北宮佗」「北宮文子」「北宮括[161]」などの人名が見える。

⑥東方：第一章私図六参照。「東方」の複姓については『通志』氏族略第三、以地為氏に「風俗通に、伏羲の後、帝は震より出で、位は東方に主たり。子孫因りて焉を氏とす。」と見える。

⑦東里：陳光田氏の考釈によれば、『古璽彙編』番号三四四九、三九九一は燕国の私璽である。「東里」の複姓は『通志』氏族略第三、以地為氏に「姫姓。鄭の大夫子産は東里に居る。因りて焉を氏とす。」とある。

⑧西方：『古璽彙編』番号：三九六三～三九六六によれば、燕国私璽に「西方」の複姓が見える。『通志』

氏族略第三、以地為氏に「姓苑に云ふ、少昊は金天氏。位は西方金に主たり。因りて焉を氏とすと。」の記載が見える。

⑨甘士：上海博物館の蔵印に見える（『古璽彙編』番号五五七〇）。「甘士」の姓については、『通志』氏族略第五、以邑系為氏に「周の甘平公は王の卿士と為る。因りて焉を氏とす。」とある。

⑩司馬：『古璽彙編』番号三八一六及び三八二〇～三八二三。「司馬」については、『通志』氏族略第四、以官為氏に「重黎の後、唐虞夏商 代よ天地を掌る。周の宣王の時、裔孫の程伯休父 司馬と為り、克く徐方を平げ、賜ふに官族を以てし、司馬氏と為る。其の後 世よ或いは衛に在り、或いは趙に在り、或いは秦に在り。」の記載がある。燕国官璽に「司馬」の職官名が見えるが、私璽にも「司馬」の複姓が見える。

⑪司寇：『古璽彙編』番号三八三八、五六九一。『周礼』秋官司寇、大司寇に「大司寇の職は、邦の三典を建てて、以て王を佐けて邦国を刑し、四方を詰むを掌る。」とあり、『周礼』秋官司寇、小司寇に「小司寇の職は、外朝の政を掌り、以て万民を致して焉を詢る。」と見える。『通志』氏族略第四、以官為氏に「世本に云ふ、衛の靈公の子は公子郢の後なり。郢の子孫は衛の司寇と為り、官を以て氏と為す。司寇亥は即ち其の裔なりと。」と見える。すなわち「司寇」は元々は職官名であるが、姓として用いられるようになった。

本章では、先学の研究成果を参照しつつ、燕国璽印や陶文印跡を検討した結果、代表的な地名一〇個、市名七個、複姓一一個を指摘し得た。燕国璽印には待考地名や職官名や姓氏が多数あり、本章で指摘したこれらの基準は燕国璽印の判別に役立つと考える。

本章での検討を通して、燕国璽印に見える「都」字の前は地名で、地名を以て「都」に名を付けることがわかった。また、市名については、前掲の「①左市」「⑤閔市」の他に、よく「都」名を以て「市」に名を付ける特徴があることも明かになった。複姓については、燕国単姓私璽だけでなく、複姓の私璽にも行文格式「複姓＋生＋名」の特徴が存在すると判断できる。

考査対象の文献資料

文献名	編著者	出版社	出版年月
『中国古印図録』（大谷大学所蔵禿庵文庫）	神田喜一郎・野上俊静（監修）	大谷大学（発行）	一九六四年八月
『平盦攷蔵古璽印選』	神田喜一郎（編修者）・加藤慈雨楼（編者）	臨川書店	一九八〇年五月
『中国古印』（太田孝太郎コレクション）	岩手県立博物館（編集）	財団法人岩手県文化振興事業団（発行）	一九九〇年七月十日
『書道全集』（第二七巻）	下中彌三郎（編輯兼発行者）	平凡社	一九三二年四月
『首都博物館蔵古璽印選』	魏三網（監製）徐偉（謄写）楊宝泰（印章鈐拓）	中国首都博物館・日本華夏有限会社（合作刊行）	一九九二年十一月
『中国璽印集粋』（鴨雄緑斎蔵）	菅原石廬	二玄社	一九九七年
『中国古銅印の美』（求古斎コレクション）	古河市篆刻美術館（編集発行）	あけぼの印刷社（印刷製本）	二〇一二年九月
『古印窺・楚州宋専拓本』	蔣一安（珍蔵）	文史哲出版社	一九九三年一月
『古封泥集成』	孫慰祖（主編）蔡進華・張健・駱錚（編）	上海書店出版	一九九四年一一月

第三章　国別未定の資料に見える燕国璽印

古璽印に関する研究のうち、文字面の釈読と国別の判断とは、特に考古界や古文字研究界、また璽印研究界と篆刻界への影響が大きいと考える。璽印や陶文印跡の研究により得た情報は、古代官制や地名、商業制度や鋳造制度、手工製造業や用印制度などに役立つと考えられる。燕国璽印は出土資料の他にも伝世の印譜や璽印の数が多いので、本章では前章で帰納した燕国璽印の判断基準を参照しながら、雑多な璽印資料中から燕国璽印を摘出したい。ただし資料が幅広いので、原則として本論文の考察対象は下表（考察対象の文献資料）の資料範囲に限定する。摘出した一群の燕国璽印は、本論文の末に附す「検出しえた燕国璽印一覧」表に列挙する。同表では関係図版を番号で表示し、印文の釈読は執筆の立場による。なお、異なる文献資料に再出する璽印は重出しないこととする。

偽印一

第四章　偽印及びその他

出土資料のほか伝世の印譜や璽印は数多い。これら雑多な璽印中にも燕国璽印を数多く見るが、燕国璽印を装った偽印も当然まぎれこんでいる。偽物と本物を如何に弁別するかは、難しい課題で、現代技術の進歩とともに、いっそう難しくなると考える。本章は前に整理した燕国璽印の判別基準に基づいて、先学の研究成果を参考にしながら、璽印の文字構造面や器形面また印面内容の行文格式面等を総合的に検討し、燕国璽印や陶文印跡中にまぎれこんでいる偽造の幾つかを摘出する。

（一）燕国偽璽印

【偽印一】

出典：『考古』一九九八年第一二期　八七頁

情報：釈文／「枝湩都右司馬（訊）信鉨」　出処／鄒城市文物管理局旧蔵　材料／黄銅　形／四角形　長／三・五cm　厚／一・三cm　印鈕／鼻形　鈕高／二・八cm　通高／三・九cm

按：当該璽印の釈文について、鄭建芳氏は「枝湩都右司馬（訊）信鉨[162]」、呉紅松氏は「枳湩都右司馬計（信）鉨[163]」、王人聡氏は「枳湩都右司馬計鉨[164]」、陳光田氏は「枳（範）湩都右司馬信鉨（璽）[165]」と釈読する。また鄭建芳氏と陳光田氏は「燕璽」と判断しているが、呉紅松氏と王人聡氏は「燕国璽印を学んだ偽造品である」と指摘した。呉・王氏の説に従って、執筆者も燕国璽印の偽造品と判断する。

①当該璽印の冒頭の三字は『古璽彙編』（番号：〇〇五四）を学んで鑿刻した文字である。

②「馬」の文字構造は斉国璽印に頻出する。

③「鉨」字は楚国璽印に頻出し、楚国璽印文字に特有の構造である。燕・斉・楚の三国の璽印に頻出する文字を一つの印面に入れており、印文は通じず、印面も違和感がある。

④「計」字は官名であるので、官名である「計」字をここに使うことからみて、偽造者は職官制度と行

偽印二

偽印三

文格式を理解していないと判断できる。

⑤王氏の説の他に、燕国璽印文字の「言」偏は「[illegible]」の文字構造であり、印文「計」字の「言」偏構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表二㉞参照）。また、燕国白文官璽の特徴である四周の「白い枠」も当該璽印には見えない。

【偽印二】

出典：『湖南省博物館蔵古璽印集』湖南省博物館編　上海書店出版　一九九一年六月　一頁

情報：釈文／「□湩都左司馬（璽）鉨」　年代／戦国　出処／徵集品　質地／銅　原大／二・九×二・九×一・四cm

按：陳松長氏の『湖南古代璽印』[106]には「□湩都左司馬鉨」と釈読しながら、偽物と指摘する。陳氏の説を参照しながら、偽物と判断する理由を列記すれば、以下のとおりである。

①印鈕は、燕国白文官璽の鈕制と合致しない（第一章官図一～図一九参照）。

②文字面では、「湩」字の構造は戦国古文と合致しない。なお、「都」字の左にある「邑」部は、燕国璽印に見えない構造である（燕国璽印特殊文字字形表一⑪、表二㉟参照）。

③燕国白文官璽の行文格式には「…都＋官職」の特徴があり、官職である「司馬」の直後に「璽」字を加えない（第一章（一）官璽参照）。

④燕国白文官璽では、印文字の四周に白い枠が付く特徴があるが、当該璽印の印文字の四周には白い枠が見えない。

【偽印三】

出典：『中国歴史博物館蔵法書大観』（第四巻璽印篆刻）中国歴史博物館（編著）　史樹青（主編）劉家琳（分巻主編）　西林昭一（日本版監修）　版権／〔日本〕柳原書店〔中国〕上海教育出版社　一九九九年七月　一六頁

情報：釈文／「柱湩都左司馬之璽」　時代／戦国　材質／銅　鈕制／：鼻鈕　径／五・九（×三・七）cm　重／四〇〇g　解説／「戦国時代の官印、朱文の篆書で〈柱湩都左司馬之璽〉の八字である。〈柱湩〉は疑

偽印四

偽印五

うらくは梓潼であり、今は県の名で、四川省の北部、涪江の支流の梓潼河の流域である。戦国の梓潼都は、その地にちがいない。左司馬の官は春秋時代に始めて置いた。戦国の斉・楚等の国はそのまま置いた。軍政を掌る。」（北川博邦訳）

按：当該璽印は首都博物館の蔵品である。印鈕と印面布置及び印面文字を総合的に考察し、燕国璽印の偽造品と判断する。理由は以下のとおりである。

①印鈕の形制だけでなく、印面の構造でも燕国官璽に未見の形である（第一章官図一～図三〇参照）。

②「[illegible]」字は「[illegible]」字（『古璽彙編』番号：五五五二参照）の誤りと推定する。なお、「都」と「馬」の二字は燕国官璽に見る文字構造と合わない（燕国璽印特殊文字字形表一②、⑪参照）。

③行文格式によれば、官職である「左司馬」の直後に「之璽」二字を加える特徴は燕国官璽に見えない。

【偽印四】

出典：『鉥印精選（上冊）』曾紹杰　内政部台内製字第一五六号　一九八六年十二月　七頁

情報：印影と釈文「柱潼都司徒信鉥」の他に情報は一切なし。

按：燕国璽印の偽造品と判断する。その理由は以下のとおりである。

①「[illegible]」字は「[illegible]」字（『古璽彙編』番号：五五五二参照）の誤りと判断する。なお、「都」字も燕国官璽に見る文字構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一⑪参照）。当該璽印の「[illegible]」と「都」二字は前掲の【偽印三】の文字構造と合致するので、一人の手によりつくられた偽物であろう。

②当該璽印に見る「信」字は、燕国璽印に「从弓从言」の「信」字（燕国璽印特殊文字字形表一㉓参照）の文字構造と合致しない。

③行文格式によれば、官職である「司徒」の直後に「信璽」を加える特徴は、燕国官璽に用例がなく、三晋及び楚国官璽に頻出する。

【偽印五】

出典：『考古』一九九八年第一二期　八七頁

情報：釈文／「左□□車司馬止（之）鉥」　出処／一九八四年鄒城市鉄合金廠後より出土　材質／黄銅　形

偽印六

／四角形　長／四・五cm　厚／〇・三cm　印鈕／瓦形　鈕高／〇・七cm　通高／一・一cm

按：当該璽印について、呉紅松氏[167]及び王人聡氏[168]・陳根遠氏[169]は「左□都車司馬之鉨」と釈読した。鄭建芳氏は「左□□車司馬止（之）鉨」と読んで、「一九八四年鄒城市鉄合金廠後より出土」した「楚印」と判断する。[170]呉・王・陳の三氏は相次いで当該璽印を燕国璽印の偽作と指摘した。王人聡氏の理由を参考しつつ、その根拠を帰納すれば、以下の①～⑥となる。

①第二字は左が「犬」字の誤刻、右が「言」字の誤刻である。左と右の誤りが合わさり、読めない文字になっている。

②第三字は燕国璽印文字の「都」字を模刻したが、「邑」部に漏刻があり、文字となっていない程度である。

③「馬」字も燕国官璽の「馬」字を模刻したが、燕璽では馬のたてがみを示す三つの横線が平衡であるのに対して、この璽印の「馬」字の当該部は、一つの上向きと二つの右向きになっており、燕璽の「馬」字の文字構造と合わない（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）。

④「之」字は楚系文字の特徴が見られ、楚璽の「之」字に学んで模刻したことが分かる。一つの印面に、燕・楚両国の異なる風格の文字が混在し、違和感がある。

⑤戦国時代には「車司馬」の官職を見ない。この璽印の偽造者は戦国職官制度に詳しくない上、ほしいままにでっち上げたことが分かる。

⑥印面文字の全体構成は散漫で、軟弱無力で元気がない。璽印の偽造者の刻字技術が下等であることが分かる。

⑦王人聡氏の説の他に、燕国官璽に見る「左」字は同じく「[illegible]」の形（文字構造）であるので、当該璽印の「左」字の形と合致しない（燕国璽印特殊文字字形表一⑨参照）。

【偽印六】

出典：『湖南省博物館蔵古璽印集』湖南省博物館編　上海書店出版　一九九一年六月　二頁

情報：釈文／「䟽都左司徒（璽）鉨」　年代／戦国　出処／徴集品　質地／銅　原大／二・三×二・三×一・

偽印七

五㎝

按：陳松長氏の『湖南古代璽印』[171]に「徙都左司徒鉨」と読んで、偽物と指摘した。その根拠を参照して偽物の判断の根拠をまとめると以下のとおりである。

①鈕制は燕国官璽に見ない形で、白文官璽の器形と合わない。

②燕国白文官璽の行文格式には「…都＋官職」の特徴があり、官職である「司徒」の直後に「鉥（璽）」字を加えない（第一章（一）官璽参照）。

③印面は文字が散漫で元気がなく、文字の周りにある白文の枠はバランスを欠き調和感がない（『古璽彙編』番号：〇〇五〇参照）。

【偽印七】

出典：『寸心篆籀―中国古代璽印鑑賞』郭兵　湖南美術出版社　二〇〇九年五月　一二二頁

情報：釈文／「竢都左司馬」　時代／戦国（燕）　材質／銅　鈕制／鼻鈕　縦／二・六㎝　横／二・六㎝　通高／一・六㎝　収蔵者／：佚名

按：当該璽印は『寸心篆籀―中国古代璽印鑑賞』に初めて収載され、ほかの資料には見えない。郭兵氏は燕国の璽印と判断し、楊輝氏は鑑賞文を撰してよい評価をするが、執筆者は以下の①～④によって燕国官璽に倣う偽物と判断する。

①印鈕の形制は燕国白文官璽によく類似するが、細かく比べると、雰囲気が異なり微妙な差が見られる（第一章官図一～官図一九参照）。

②「竢」字は燕国官璽ではみな「[illegible]」（『古璽彙編』番号：〇〇五〇、〇〇五八、〇一八六、五五五三参照）の文字構造であるが、当該璽印の「竢」字の文字構造は「[illegible]」であり、「竢」字の右上にある「止」部の構造が異なる。

③「都」字の「邑」部は燕国官璽に見る文字構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一⑪、表二㉟参照）。

④印文字の線質が固く、「竢」と「都」字は鑿刻の痕が変形した筆画が見られ、拙劣である。なお、故宮博物院収蔵に「竢都左司馬」[172]（第一章官図三参照）があり、それに倣ってつくった偽物と判断する。

偽印八

偽印九

【偽印八】

出典：『陝西新出土古代璽印』伏海翔　上海書店出版社　二〇〇五年一月　印影図版一頁

情報：印影と釈文「竢都左司馬敀」の他には情報は一切なし。

按：当該璽印の印鈕の形状は見えないが、文字面では燕国璽印に頻出する「竢都」二字が見える。しかし、①〜③の根拠により燕国官璽の偽造品と判断する。

①「竢都」二字の文字構造は燕国璽印に見る形と合致しない。燕国官璽の「竢」字は「[illegible]」の文字構造である。また「都」字は燕国璽印に見る「都」字の文字構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一⑪参照）。

②当該璽印の「左」字の構造は斉国璽印に見る形で、燕国官璽に用例を見ない。燕国官璽に見る「左」字は「[illegible]」の文字構造である（燕国璽印特殊文字字形表一⑨参照）。また、当該璽印の「馬」字も燕国璽印に見る文字構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）。

③行文格式から見れば、職官名である「…司馬」の直後に「敀」字を入れる「…司馬敀」の行文格式は斉国璽印に見る璽印文の行文格式であり（『古璽彙編』番号：〇〇三八、〇〇四〇、〇〇四一参照）、燕国白文官璽の行文格式である「…都＋官職」と合致しない（第一章（一）官璽参照）。

【偽印九】

出典：『可斎論印新稿』孫慰祖　上海辞書出版社　二〇〇三年三月　一六〇頁

情報：釈文／「竢都右司馬鉨」。「竢都」二字は燕系文字、「馬鉨」二字は斉系文字で、文字の統一性がない。そして、「馬」字には筆画が抜けている。

按：当該璽印を孫慰祖氏は燕国璽印の偽造品であると指摘する。執筆者も孫慰祖氏と同じ結論であり、以下の根拠によって燕国璽印の偽造品と判断する。

①「竢都」二字が付く燕国官璽の偽造品には前掲の【偽印六、七、八】がある。当該璽印の「都」字は燕国官璽に見る「都」字の文字構造と合致しない（燕国璽印特殊文字字形表一⑪参照）。なお、「馬」字の文字は筆画が抜けているので、文字として認められない上、燕国官璽に見る「馬」字の文字構造と異

偽印一〇

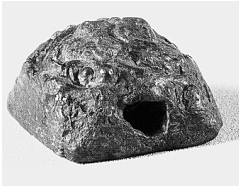

偽印一一

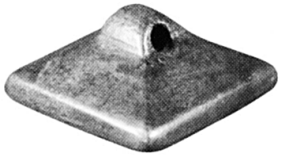

なり、同時代の斉国璽印に見る「馬」字と似ている。

②印文の「…都＋右司馬＋璽」の行文格式は、燕国四角形白文官璽の行文格式である「…都＋官職」と異なる（第一章（一）官璽参照）。

【偽印一〇】

出典：①『有鄰館蔵璽印精華官印篇』加藤慈雨楼（編者）藤井斉成会（発行）一九七六年六月　番号一八

②『有鄰館精華』有鄰館学芸部（編集）藤井斉成会（発行）艸藝社　二〇〇三年四月　番号一五五

情報：①『有鄰館蔵璽印精華官印篇』「庚都右司馬鉢」全高／一・八cm　印面／一・九cm×二・〇cm「庚都は魯国にあった都市、司馬は軍旅を掌る官。鈕は螭（みづち）二匹のからみ合っている珍しいもので、鈕製の精巧な点ではよく戦国時代の工芸の優秀さを物語っている。」と見える。②『有鄰館精華』「庚都右司馬鉢」戦国　銅印双盤螭鈕　全高／一・一八cm　印面／一・九×二・〇cm「庚都は魯国にあった都市、司馬は軍旅を掌る官。鈕は螭（みづち）二匹のからみ合ったもの。」と見える。

按：京都藤井斉成会有鄰館の蔵品である。『書道全集』（第二七巻）[173]にも見える。しかし、執筆者は以下の①～③の根拠により偽印と判断する。

①盤螭の印鈕は燕国朱文官璽に用例があるが、白文官璽に用例を見ない（第一章官図一～図一九参照）。

②「馬」字は燕国官璽に見る文字構造と異なり（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）、斉国の官璽に見る「右」「馬」二字の形（文字構造）と類似する（『古璽彙編』番号：〇〇三三、〇〇四一参照）。印面における文字と文字の関係は散漫で、違和感がある。

③燕国白文官璽では職官である「司馬」の直後に「璽」字を加えないのが特徴である（第一章（一）官璽参照）。印文に「庚都」二字が付く類似の燕国璽印が『古璽彙編』（番号：〇〇五九、〇一一七、〇二九三）にあり、参考になる。

【偽印一一】

出典：『寸心篆籀―中国古代璽印鑑賞』郭兵　湖南美術出版社　二〇〇九年五月　一一一頁

情報：釈文／「庚都右司馬」　時代／戦国（燕）　材質／銅　鈕制／鼻鈕　縦／二・八cm　横／二・九cm　通

偽印一二

高／一・二cm　収蔵者／佚名　覆斗形、小鼻鈕、鑿刻白文

按：当該璽印は郭兵氏の『寸心篆籀―中国古代璽印鑑賞』に初めて収載され、ほかの資料に一切見えない。郭氏は燕国の璽印と判断し、楊輝氏は鑑賞文を撰してよい評価をするが、執筆者は以下の①～④の根拠により燕国官璽の偽造品と判断する。

①鈕制は燕国白文官璽に見ない形である（第一章官図一～図一九参照）。

②冒頭文字を郭氏は「庚」字と釈読するが、燕国官璽に頻出する「庚」字は全て「[illegible]」の文字構造である（『古璽彙編』番号：〇〇五九、〇一一七、〇二九三参照）。当該璽印の「庚」字には筆画に脱落があると判断でき、偽造者が文字の構造を充分に理解してないことが分かる。

③「[illegible]」字は「都」字であろう。「[illegible]」字の文字構造は『古璽彙編』（番号：三二四八参照）の燕国私璽に見るが、「都」字の「[illegible]」の文字構造は燕国四角形白文官璽に用例を見ない。「馬」字の文字構造とも、燕国官璽に見る形と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）。同じ印文の燕国官璽「庚都右司馬」（第一章官図一〇参照）を参照して偽造したものと判断する。

④印文字の線質は拙劣で流暢性も元気もなく、周りの枠に違和感が生ずる。

【偽印一二】

出典：『不手非止』（第十号　特集＝秦漢古璽印選）　浦野俊則・小野寺啓治・小木良一・西林昭一　不手非止刊行会　一九八四年六月　三頁

情報：印影と釈文「為揚開庚之鉢」の他に情報は一切なし。

按：小林斗盦氏編集の『中国璽印類編』[174]に「□都關市之鐺」、『不手非止（第十号）』に「為揚開庚之鉢」と釈読している。印鈕は見ないが、以下の①～③の文字構造面の分析により、燕国官璽の偽造と判断する。

①「[illegible]」字は代表的な燕国文字の「市」字である（燕国璽印特殊文字字形表一⑮参照）。「[illegible]」字は即ち「鐺」字である（燕国璽印特殊文字字形表一⑩参照）。ただし、「[illegible]」字の「金」偏は、燕国文字中に見えず、楚国の璽印文字の「金」偏の特徴に属している。また、今まで白文の鐺字付きの四角形の燕国璽印を見たことがない。[175]

偽印一三

偽印一四

②仮に末字を「璽」と読むならば、燕国璽印に「市」と「璽」の間に「之」字を加える特徴がない（『古璽彙編』番号：〇二七九参照）。

③印面文字の章法構成にも燕国官璽の特徴がなく、字と字の関係も散漫で緊迫感がない。

【偽印一三】

出典：『不手非止』（第十号　特集＝秦漢古璽印選）　浦野俊則・小野寺啓治・小木良一・西林昭一　不手非止刊行会　一九八四年六月　三頁

情報：印影と釈文「単啓都同陽左司馬鉢」の他に情報は一切なし。

按：『鉢印精選』[176]に「単啓都君陽左司馬鉢」と読む。「都」字の文字構造や以下の①～④から見れば、燕国官璽の偽造品と判断する。

①「単啓都」は「単佑都」（『古璽彙編』番号：〇三六一参照）の間違いであろう。

②「陽」字は燕国璽印に「易」の文字構造で表現しているが（『古璽彙編』番号：〇〇五一、〇一五八、〇一八八、〇一八九参照）、「陽」字の「易」部にも筆画の脱落がある。

③燕国白文官璽に見る「左」字は全て「[illegible]」の文字構造である（燕国璽印特殊文字字形表一⑨参照）。そして、「馬」字も燕国璽印に見る文字構造と異なる（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）。また、当該璽印の文字筆画はぼんやりとして、元気がない。

④印文の「…都＋…左司馬＋璽」の行文格式は燕国官璽に見ない。燕国白文官璽は「…都＋職官名」であり、「職官名」の次に「璽」字を加えないのが特徴である（第一章（一）官璽参照）。

【偽印一四】

出典：①『芸林月刊』天津市古籍書店　第四五期一六頁　②『中国歴史博物館〈館刊〉』総第一三、一四期　一九八九年九月　第二三頁

情報：材質／玉　縦／約三㎝　横／約一・五㎝　陽文　河北易県出土と伝えられる。

按：河北易県出土と伝えられる。収蔵先は不明。石志廉氏は、印文を「燕都王」と釈読している。『芸林月刊』（第四五期一六頁）に印影を載せているが、詳しい資料がない。第一文字の形（文字構造）は、本論文

偽印一五

偽印一六

第一章（官図二八）「[illegible]（中易）」の文字構造と同じである。「[illegible]」を合文と考えて、「中易」と釈読する方が適切と思われる。なお官図二八のように、燕国璽印に見る「王」字は、三横画の上二画と下一画との間が離れており、当該璽印は偽印と判断することができる。また、これ以外に玉製の燕国長細形璽印は確認されていない。

【偽印一五】

出典：『天津博物館蔵璽印』（天津博物館精品系列図集）　天津博物館（編者）　文物出版社　二〇一三年十一月　番号：〇〇三　〇二三頁

情報：釈文／「旅佑左司馬」　材質／銅　年代／戦国（燕国官璽）　高／一・三cm　縦／二・二cm　横／二・二cm

按：当該璽印は天津博物館の蔵品である。『古璽彙編』（番号：〇〇五三）と『天津市芸術博物館蔵古璽印選』[172]に「□佑左司馬」、『戦国璽印分域研究』[173]に「韓佑左司馬」と読んでいる。林文彦氏は「古璽掇遺」[174]の論文に当該璽印を燕官璽の模刻品と指摘した。次の①～④の根拠により、執筆者も林氏の説を支持し、燕国官璽の偽造品と判断する。

①印鈕と印体は荒削りで、燕国白文官璽に見ない形である（第一章官図一～図一九参照）。

②横日字格は、燕国白文官璽に類似用例を見ない。当該璽印は斉国璽印の布字の特徴（『古璽彙編』番号：〇〇四七参照）を参照してつくったものと推定する。

③燕国白文官璽の行文格式である「…都＋職官名」（第一章（一）官璽参照）に照らせば、当該璽印は官職である「司馬」の前に「都」字がない。偽造者は燕国官璽の行文格式に精通しないことが分かる。

④「馬」字を始めとして、文字の彫刻が拙劣で、燕国璽印文字の雰囲気がない。

【偽印一六】

出典：『中国古印図録』（大谷大学所蔵禿庵文庫）　神田喜一郎・野上俊静（監修）　大谷大学（発行）　一九六四年八月　璽印番号：一

情報：釈文／「（歙）陵右司馬啟鉢」　鈕制／壇　横／三・八五cm　縦／三・九〇cm　材質／銅

偽印一七

按：当該璽印は大谷大学（禿庵文庫）の蔵品である。『書道全集』（第二七巻）[180]に「□陵右司馬故鑈」、『不手非止』（第十号　特集＝秦漢古璽印選）[181]及び『鉢印精選』[182]に「歙陵右司馬故鉢」と釈読している。「馬」の文字構造及び「右司馬」の職官名から見れば、燕国官璽の偽造品と判断する。

①鈕制の形や印面のサイズは、燕国白文官璽に見ない（第一章官図一～図一九参照）。

②燕国白文官璽の「…都＋職官名」の行文格式（第一章（一）官璽参照）によれば、当該璽印には職官名である「右司馬」の前に「都」字がない上、直後に「故璽」二字を加える用例も見ない。職官名「司馬」の直後に「故璽」二字を加える特徴は、かえって同時代の斉国璽印に用例が多くある（『古璽彙編』番号：〇〇三五、〇〇三八、〇〇四三参照）。

③印面の布字の特徴及び文字構造の特徴は、燕国白文璽印の文字風格と合致しない（第一章官図一～官図一九参照）。

【偽印一七】

出典：『中国璽印類編』小林斗盦　二玄社　一九九六年二月　一一八頁右上

情報：印影と釈文「蔑都之鉢」の他に情報は一切なし。

按：小林斗盦氏の『中国璽印類編』によれば、当該璽印は『簠斎印集』（陳介祺　一八五二年）に見える。印鈕などの情報を見ないが、印影の大きさと印文の行文格式から執筆者は燕国璽印の偽造品と判断する。

①「蔑」字の「戈」部の文字構造は燕国璽印文字に見る形と合致しない（燕国璽印特殊文字字形表二㊲参照）。

②「都」の文字構造は、燕国烙馬印「日庚都萃車馬」（第一章官図二六参照）にある「都」字を参照して偽造したと推定する。印面布字も同じく「日庚都萃車馬」の特徴を取り入れたであろう。

③燕国白文官璽の「…都＋官職」の行文格式（第一章（一）官璽参照）によれば、「都」の直後に「職官名」を加える特徴があり、当該璽印のように「之璽」二字を「都」の直後に加える例は未見である。

【偽印一八】

出典：『鉢印精選』曾紹杰　内政部台内製字第一五六号　一九八六年十二月　三十六頁左下

偽印一八

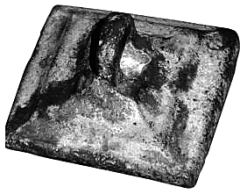

偽印一九

情報：印影と釈文「陽国之鉨」の他に情報は一切なし。

按：園田湖城（夢盦一八八六～一九六八）が編集した『穆如清風室攷蔵古官印』（河野隆氏蔵本）に見られる。「國」字の「戈部」（燕国璽印特殊文字字形表二㊲）の文字構造、及び以下の①～③の根拠により、燕国官璽の偽造品と判断する。

①曾紹杰氏は「陽国之鉨」と釈読しているが、「陽国」は文献に記載がなく、燕国璽印にも見ないので、捏造した地名であろう。

②曾紹杰氏は、第一字を「陽」字と釈読しているが、燕国璽印の「陽」字はすべて省略して「昜」字につくるので、当該璽印はその特徴に即していない。また「国」字の「戈」部については燕国璽印文字の特徴を有するが（燕国璽印特殊文字字形表二㊲参照）、燕国陶文の「国」は人名として頻出し、「[illegible]」[183]の文字構造であり、当該璽印の「国」字の形と異なる。

③行文格式によれば、燕国四角形白文官璽に「之璽」二字を加える例を見ない。

【偽印一九】

出典：①『歴代璽印断代標準品図鑒』孫慰祖　吉林美術出版社　二〇一〇年二月　七頁番号一三　②『璽印篆刻収蔵図鑑』張学　線装書局　二〇一四年四月　二六頁左

情報：①『歴代璽印断代標準品図鑒』上海博物館蔵品　釈文／「平陶都鉨」　材質／銅　鈕制／鼻鈕　年代／戦国（燕）　通高／一・六五cm　横／三・二cm　縦／三・二cm　②『璽印篆刻収蔵図鑑』上海博物館蔵品　釈文／「平陶都璽」　材質／銅　年代／戦国　縦／二・八cm　横／二・九cm

按：上海博物館の蔵品である。「都」字が付く特徴及び以下の①～③の根拠により、燕国官璽の偽造品と判断する。

①当該璽印の印鈕や印体の形制は燕国官璽に見ない（第一章官図一～官図三〇参照）。

②燕国官璽の印文の排列は右から左であるが、当該璽印の印文排列は左から右あり、燕国官璽に用例がない。

③当該璽印の「…都＋璽」の行文格式は、燕国官璽の行文格式「…都＋職官名」（第一章（一）官璽参照）

偽印二〇

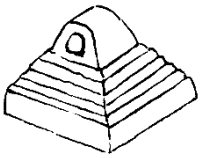

偽印二〇　附図①

偽印二一

偽印二一　附図②

と合致しない。

【偽印二〇】

出典：『中国歴代璽印集粋』戴青山　線装書局　一九九七年九月　四三頁

情報：印影と釈文「□陽都璽」の他に情報は一切なし。

按：当該璽印は中村不折氏の旧蔵で現在は台東区立書道博物館の蔵品である。執筆者は以下の①～③の根拠により、羅福頤氏がすでに指摘するとおり偽造品と判断する。[184]

①印鈕（印鈕の図は、執筆者の模写）は燕国官璽に見ない形である。

②当該璽印は附図①[185]を模刻したものと推定される。

③当該璽印の「…都」字の直後に「璽」字を加える用例は、燕国白文官璽「…都＋官職名」の行文格式に適　合しない（第一章（一）官璽参照）。

【偽印二一】

出典：衛松涛「山東博物館蔵五官印攷」『印学研究（三〇一四　古璽印研究専輯）』山東省博物館（編）　呂金成（主編）　文物出版社　二〇一四年三月　一一一頁

情報：釈文／「昜都令鉨」　材質／銅　年代／戦国（斉）　直径／一・六五cm　鈕制／鼻鈕　印文／白文　もと斉魯大学の蔵品で、山東省文管会に寄贈され、一九五五年六月に山東博物館に入った。

按：「昜都」の用語と「都」字の文字構造から燕国璽印の特徴を見るが、執筆者は以下の根拠により燕国璽印の偽造品と判断する。

①当該璽印の鈕制は燕国官璽に見ない形である（第一章官図一～官図三〇参照）。

②「都」字の文字構造は燕国官璽に見る「都」字と似るが、「邑部」に構造上の差が見える（燕国璽印特殊文字字形表一⑪参照）。

③印文「昜都令鉨」（…都＋職官名＋璽）の行文格式は、燕国白文官璽「…都＋職官名」の行文格式と合致しない。燕国官璽は末に「璽」字を加えないのが特徴である。

④当該璽印は附図②[186]を模刻したものと推定される。

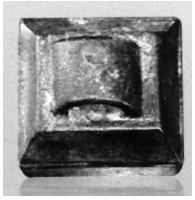

偽印二二

偽印二二　附図③

偽印二三

偽印二四

【偽印二二】

出典：『大漠斎蔵古印選』鄔曉邵　甘粛人民出版社出版　二〇一五年七月　〇三頁以下

情報：釈文／「禾口都司徒」　時代／戦国（燕）　鈕制／瓦鈕　材質／青銅　横／一・九cm　縦／一・九cm

按：鄔曉邵氏の著である『大漠斎蔵古印選』の他に見ない。燕国官璽の偽造品と判断する。

①印体刑制は燕国白文官璽と異なる（第一章官図一～図三〇参照）。

②「都」字の「[illegible]」部の上部と「司」字の「口」部の形は燕国白文官璽に見る「都」「司」二字と区別がある。当該璽印は偽印二二附図③（『古璽彙編』番号：〇〇一六参照）を偽造した物と推定する。

【偽印二三】

出典：『有鄰館古印存』藤井斉成会有鄰館（撰印）今田　達（発行者）　株式会社同朋舎出版（発行所）　株式会社大入　一九九二年一月二十八日　第一巻

情報：印影と釈文「都司徒鉢」の他に情報は一切なし。

按：印影のサイズは横／一・六五cm　縦／一・七五cmである。印体が見えないが、「都」字の文字構造（燕国璽印特殊文字字形表一⑪参照）から、燕国官璽の偽造品と判断する。

①燕国白文官璽「…都＋職官名」の行文格式（第一章（一）官璽参照）に照らすと、当該璽印は「都」字の前に地名を表わす内容を欠く。

②当該璽印「…都＋職官名＋璽」の行文格式（同右参照）によれば、官職名である「司徒」の直後に当該璽印のように「璽」字を加える用例はない。

【偽印二四】

出典：『古璽彙編』番号：〇〇二四

情報：釈文／「司馬之璽」　時代／戦国　縦／一・九cm　横／一・八五cm　朶雲軒供稿[187]

按：「馬」の文字構造から、燕国官璽の偽造品と判断する。

①「馬」字は燕国璽印に見る文字構造と似るが、たてがみの三つの横画の一つが抜けている（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）。

偽印二五

偽印二六

偽印二七

②当該璽印「（司馬）職官名＋之璽」の行文格式は燕国白文官璽「…都＋職官名」の行文格式（第一章（一）官璽参照）と合致しない。燕国官璽は「職官名」の直後に「之璽」二字を加えないのが特徴である（第一章（一）官璽参照）。

【偽印二五】

出典：『平盦攷蔵古璽印選』神田喜一郎（編修者）　加藤慈雨楼（編者）　臨川書店　一九八〇年五月　第一巻七頁

情報：印影の他に情報は一切なし。

按：「公孫」二字の文字構造から、燕国私璽の偽造品と判断する。なお、羅福頤氏は已に当該璽印を偽物と指摘している。[188]

①「公孫」の姓は、私璽に頻出し、「公」と「孫」の各文字構造に燕国文字の特徴が見られる（燕国璽印特殊文字字形表一④、⑧参照）。

②燕国私璽の印文は基本的に「姓＋名」の行文格式であり、「名」の直後に「璽」字を加える用例がなく（第一章（二）私璽参照）、当該璽印の「姓＋名＋璽」の行文格式と合致しない。なお、印文字の筆画が硬くて、第三字の筆画が判別できない。捏造文字であろう。

【偽印二六】

出典：『先秦印風』（中国歴代印風系列）　黄惇（総主編）　徐暢（本巻主編）　重慶出版社　一九九九年十二月　九七頁右上

情報：印影と釈文「公孫達之鉨」の他に情報は一切なし。

按：印影の他に関する情報がないが、印文の「公孫」二字の構造に燕国文字の特徴が見えるので、燕国私璽の偽造品と判断する。

①サイズは大きく、私璽にないものである。

②燕国私璽の印文は基本的に「姓＋名」の行文格式であり（第一章（二）私璽参照）、「人名」の直後に「之璽」二字を加える燕国私璽の用例がなく、当該璽印の「姓＋名＋之璽」の構成は燕国私璽の印文行

偽陶文印跡一

文格式と合致しない。

【偽印二七】

出典：『先秦印風』（中国歴代印風系列）　黄惇（総主編）　徐暢（本巻主編）　重慶出版社　一九九九年十二月　九七頁右中

情報：印影と釈文「左□□鈢」の他に情報は一切なし。

按：当該璽印の「左」字は燕国官璽の代表的な文字構造である（燕国璽印特殊文字字形表一⑨参照）。『先秦印風』では「戦国姓名私璽」類に入れているが、燕国の私璽でも官璽でもない。燕国文字を取り入れて捏造した偽造品と判断する。

①官璽の面から分析すれば、「左」の文字は燕国官璽に頻出するが、燕国四角形白文官璽「…都＋職官名」の行文格式が見えない。

②私璽の面から分析すれば、印面のサイズが燕国私璽に見ない大きさである。そして、第二字と第三字が古文字に見ない文字構造で、意に任せて捏造した文字と推定する。なお当該璽印の末に「璽」字を加えるのは、燕国私璽の「姓＋名」或は「姓＋生＋名」の行文格式（第一章（二）私璽参照）と合致しない。

（二）燕国偽陶文

【偽陶文印跡一】

出典：『古陶文彙編』高明（編著）　北川博邦（翻訳）　中国北京・中華書局　日本・東方書店　一九八九年五月　三八九頁番号：四・一三〇

情報：釈文／「湯都司徒鈚」　出土地／易県　『徳九存陶』（楊昭儁　社会科学院考古研究所図書室蔵）より複製

按：王恩田氏[189]も「湯都司徒璽」と読む。出土地を「易県」と記しているが、その根拠は不明である。以下の根拠により、燕国陶文印跡の偽造品と判断する。

偽陶文印跡二

①燕国璽印に「易都」は頻出するが「湯都」の用例を見ない。

②燕国璽印文字の「都」字の右半部は「[illegible]」の文字構造であるので、当該陶文印跡の「都」字の右半部が「𨸏」であるのは、誤りと推定する（燕国璽印特殊文字字形表一⑪参照）。

③「湯都司徒璽」（…都＋職官名＋璽）の行文格式は、燕国官璽「…都＋職官名」の行文格式と合致しない。燕国官璽は「官職」である「司徒」の直後に「璽」字を加えないのが特徴である（第一章（一）官璽及び官図一～官図一九参照）。

【偽陶文印跡二】

出典：『古陶文彙編』高明（編著）北川博邦（翻訳）中国北京・中華書局　日本・東方書店　一九八九年五月　三八九頁番号：四・一三一

情報：釈文／「左部都□司馬之璽」　出土地／易県　『徳九存陶』（楊昭儁　社会科学院考古研究所図書室蔵）より複製。

按：田煒氏は「左訧都車司馬之璽」[190]と読む。『歴代印匋封泥印風』[191]に「左討都車司馬之鉩」と釈読する。出土地を易県と記しているが、これに関する詳しい情報がない。燕国陶文印跡の偽造品と判断する。

①燕国璽印に見る「馬」字の形（文字構造）の特徴があるが、たてがみを示す三つの横画がない（燕国璽印特殊文字字形表一②参照）。

②燕国璽印に「左司馬」「右司馬」の職官名が頻出するが、当該璽印に見る「□司馬」の職官名を見ない。捏造した官職名であろうと推定する。

③印文「左□都□司馬之璽」（…都＋職官名＋之璽）の行文格式は、燕国官璽「…都＋職官名」の行文格式と合致しない。燕国官璽では「官職」である「司馬」の直後に「璽」字或は「之璽」を加えないのが特徴である（第一章（一）官璽官図一～官図一九参照）。

本章では、本論文で提示した燕国璽印の判別基準を参照した上で、印鈕の形制、印文の文字構造、印文の行文格式を総合して分析した。その結果、古璽印資料及び伝世璽印中に、偽造の燕国璽印二七点、陶文印跡二点を摘出し得た。二七点の偽造燕国璽印には、陽文四点、白文二三点があり、印鈕の形制が見られ

【その他（図版一・一）】

【その他（図版一・二）】

るものが一二点ある。また、二七点中に偽造官璽二四点、偽造私璽二点があり、残る一点は官璽か私璽かが判断できない。二点の偽造陶文印跡は同じ官璽の印跡である。材質の面では、番号「偽印一四」が玉造である他は、材質が明らかなものはすべて銅である。偽造手段では、鑿刻と鋳造の二類が見られる。印面の形から分類すれば、長細形と四角形及び丸形の三類がある。官璽の偽造を中心する二七点の燕国偽璽印には、印文の末に「璽」字が付くものが一七点、「鍴」字が付くものが一点あり、二点の陶文印跡には同じ「璽」字が付いている。二点ある私璽は、同じく複姓「公孫」である。官璽は私璽と比べれば、学術面の価値及び市場の値段も高いであろう。したがって、官璽が作偽者の的になると考える。

（三）その他

昔は印影しかなかったものが、近年、古璽印資料が公開されるとともに、璽印の器形も見えるようになった。器形を印文と結びつけなければ、単に璽印の器形、或は文字中心の研究となって、全面的な考察ができないと考えている。例えば、下に掲げる「その他（図版二）」は、印体は燕国官璽の器形に見えるものであるが（第一章官図一～図三〇参照）、印文は同時代の楚国の文字構造である。また、「その他（図版一）」のように、同じ印文と同じ器形の璽印も発見した。これらの問題は、古璽印研究における新たな課題になると考える。

【その他（図版一・一）】

出典：『璽印〈故宮博物院蔵文物珍品大系〉』鄭珉中　上海科学技術出版社・商務印書館（香港）　二〇一一年七月　一八頁

情報：釈文／「外司盧鍴」　時代／戦国（燕）　出処／北京故宮博物院蔵品　材料／銅　鈕制／鼻鈕　朱文官印　印体通高／九・五cm　印面／縦五・一cm　横一・四cm　燕国貨幣鋳造機構用印と推定する。

【その他（図版一・二）】

出典：石志廉「戦国古璽考釋十種」『中国歴史博物館〈館刊〉総第二期』文物出版社　一九八〇年九月　一一三頁

【その他（図版一・三）】

【その他（図版一・四）】

その他（図版一・五）

情報：釈文／「外司盧（爐）鍴」　時代／戦国（燕）　出処／北京故宮博物院蔵品　通高／一〇cm　縦／四・八cm　横／一・三cm　鈕制／長柄鈕　燕国貨幣鋳造官の用印と推定する。

【その他（図版一・三）】

出典：『故宮博物院蔵古璽印選』羅福頤（主編）　文物出版社　一九八二年十二月　一七頁番号九〇

情報：北京故宮博物院蔵品、印影と釈文「外司盧鍴」の他に情報は一切なし。

【その他（図版一・四）】

出典：『方寸乾坤』（浙江省博物館典蔵大系）　駱堅群（主編）　浙江古籍出版社　二〇〇九年十一月　二九頁

情報：釈文／「外司爐鍴」　時代／戦国（燕）　出処／浙江省博物館蔵品　通高／九cm　縦／五cm　横／一・四cm　鈕制／柱鈕　材料／銅　「外司爐、職掌鋳造之官」

【その他（図版一・五）】

出典：『中国歴代璽印芸術』王人聡・游学華　浙江省博物館・香港中文大学文物館　二〇〇〇年　五一頁番号七

情報：釈文／「外司□鍴」　出処／浙江省博物館蔵品番号：二〇二二二　材料／銅　鈕制／柱鈕　印形／長方形　通高／九cm　縦／五cm　横／一・四cm

按：呉振武氏の「釋雙劍誃舊藏外司聖鍴璽」[192]に詳しい記載がある。于省吾氏の旧蔵で『雙劍誃古器物図録』[193]に収録され、今は故宮博物院（北京）の所蔵である。手元の資料によれば、当該璽印には二つあり、一件は故宮博物院の蔵品、一件は浙江省博物館の蔵品で、サイズが少し違うことが分かる。石志廉氏は「外司盧（爐）鍴」[194]と読むが、呉振武氏は「外司聖鍴」と読んでいる。呉氏によれば、「司聖」は即ち「司聴」である。「聖」と「聴」は通假字で、互いに通用する。「司聴」は官名であり、当該璽印を王の代わりに国情や民情を視察する官員の用印とするとの結論を出した。両氏は、ただ文字学の角度から論争するのみで、当該璽印に具わっている特別な柄に、あまり気をとめなかったという。特別な形状印は特別な用途のためにデザインされたと考える。執筆者は「外司爐鍴」と釈読して問題がないと考える。[195]器形や印文は同じであるので、一方が偽物であろう。どちらが偽物であるかは、実物を見なければ簡単に結論を

その他（図版二）

下すことができないので、再検討が必要である。よって本論文では当該璽印に関する検討はここで止める。

【その他（図版二）】

出典：①『鑑印山房蔵古璽印菁華』許雄志（編）河南美術出版社　二〇〇六年七月　一頁璽印番号：一

情報：釈文／「筥邦率鉥」　材質／銅　鈕制／鼻鈕　縦／二・四cm　横／二・四cm　通高／一・五cm

出典：②『盛世璽印録』呉硯君（編著）藝文書院　二〇一三年五月　四頁璽印番号〇〇五

情報：釈文／「筥邦遳鉥」　国別／楚　縦／二・三cm　横／二・三cm　通高／一・五cm　許雄志提供

按：当該璽印は許雄志氏個人の蔵品である。印鈕は典型的な燕国官璽の形制であるが（第一章官図一～官図一九参照）、文字には同時代の楚国文字の文字構造と風格が見られる。呉紅松・何琳儀両氏の「古璽印菁華釈地三則」には「筥邦率鉥」と読み、「筥」は地名で今の安徽省宿州市北符離集と指摘する。施謝捷氏[196]及び田煒氏は「筑邦率鉥」と読んで、「筑邦率とは筑邦の長である。筑邦率と筑邦の関係は、匠師と匠人の関係に相当する。」[197]と指摘する。璽印の形制と文字特徴から考察すると、当該璽印の真偽問題に疑いがあるが、複雑な歴史要因が考慮されるので、簡単に真偽を判断できない。再検討の必要があり、真偽未定としておく。

おわりに

本論文は、燕国璽印や陶文印跡に関する考察を進め、その結果、基準器形として官璽三〇顆、私璽七一顆（吉語璽六顆、図形璽三顆含め）を提示した。なお、先学の研究成果を参照しながら、伝世文献と出土資料に基づいて、燕国の市名七件、官職名一〇件、複姓一一件を確認した。

一、本論文で提示した判別基準に基づけば、燕国璽印には下記の特徴が指摘できる。

◇器形面について◇

①壇形鼻鈕の四角形印面で白文の銅製官璽は、サイズが（通高一・四～一・七cm　印面一・九～二・四cm）の

間で変動する（第一章官図一～図一九参照）。

②柱形鼻鈕（長い柄が付く）の長細形印面で朱文の銅制官璽は、燕国以外には同時代の他国に例を見ないと判断できる（第一章官図二七～図三〇参照）。

③別の用途（烙印）である柱鈕中空の四角印面で朱文の巨大銅製官璽の器形は、同時代の他国に例を見ない（第一章官図二六参照）。

◇字形の面について◇

①燕国璽印及び陶文印跡に見る固有の字形三一個を摘出した（燕国璽印特殊文字字形表一参照）。

②固有の偏旁部首一一個を摘出した（燕国璽印特殊文字字形表二参照）。

◇印文の行文格式について◇

①官璽（壇形鼻鈕の四角形印面で白文の銅製官璽）については、「…都＋職官名」の行文格式に帰納できる。

②私璽については、「姓＋生＋名」の行文格式に帰納できる。

二、検討の結果、指摘した燕国璽印の基準器に基づいて、国別未定の璽印資料から官璽五顆、私璽五四顆、封泥三顆（官璽印跡二顆、私璽印跡一顆）を摘出した。なお、伝世璽印資料中に偽造である官璽二四点、私璽二点、官璽でも私璽でもないもの一点、偽造陶文二点を指摘した。偽造の璽印と陶文については、官璽が中心で、サイズは大きく、印文の末に「璽」字を加える特徴のあることが判明した。材質の面では、銅製の他に玉製の偽物もある。

三、田字格は秦時代に盛行するが、すでに戦国時代の燕国官璽に田字格、私璽に横日字格の例がある。用例は少ないが、萌芽の状態が見られる。

四、燕国官璽の鈕制には、壇形鼻鈕の他に、動物形の蟠螭鈕の用例のあることが判明した。

五、長い柄が付く「外司爐鋬」（その他〈図版一・一～一・五〉参照）は印文・器形とも同じである。いわば双子の存在が確認できる。どちらが本物であるかは、現階段では判断できないが、一つは故宮博物院（北京）、一つは浙江省博物館の収蔵品である。

検出しえた燕国璽印一覧（第三章参照）　各図は後掲する

文献	図版番号	文献番号（頁）	印文特徴	サイズ（㎝）	鈕制	材質	釈印	分類	備注
『中国古印図録』	燕一	2	朱文	4.56×1.54	柱	銅	左軍丞鍴	職官璽	
	燕二	4	白文	2.34×2.30	壇	銅	沃□都左司馬	職官璽	
	燕三	30	白文	1.12×1.16	覆斗	銅	定思	私璽	
	燕四	31	白文	1.10×1.10	壇	銅	公孫□	私璽	
	燕五	32	白文	1.41×1.41	覆斗	銅	□諫	私璽	
	燕六	50	朱文	1.34×1.34	壇	銅	王法	私璽	
	燕七	56	朱文	1.41×1.41	壇	銅	長□	私璽	
	燕八	67	朱文	1.42×1.45	覆斗	銅	孫陣	私璽	
	燕九	88	朱文	1.25×1.28	壇	銅	□生耳	私璽	鈕損
	燕一〇	95	朱文	1.20×1.20	壇	銅	公孫耳	私璽	鈕損
	燕一一	107	朱文	2.20×1.98	壇	銅	王生斉	私璽	
	燕一二	108	朱文	1.93×0.92	壇	銅	率加（玄＋雚）	私璽	
	燕一三	109	朱文	1.60×0.78	壇	銅	公孫章	私璽	鈕損
	燕一四	110	朱文	直径1.43	壇	銅	□俥	私璽	
『平盦攷蔵古璽印選』 第一巻	燕一五	25頁	白文	未詳	未詳	未詳	武易（陽）都	職官璽	
	燕一六	49頁	白文	未詳	未詳	未詳	公孫怳	私璽	
	燕一七	51頁	朱白文	未詳	未詳	未詳	公孫倚	私璽	
	燕一八	61頁	白文	未詳	未詳	未詳	□瑩	私璽	
	燕一九	67頁	白文	未詳	未詳	未詳	長張	私璽	
	燕二〇	103頁	朱文	未詳	未詳	未詳	王徠	私璽	
	燕二一	151頁	朱文	未詳	未詳	未詳	□萃	私璽	
	燕二二	195頁	朱文	未詳	未詳	未詳	□疾	私璽	
	燕二三	205頁	朱文	未詳	未詳	未詳	長係	私璽	
	燕二四	95頁	朱文	未詳	未詳	未詳	䧿都市鋀	職官璽	
	燕二五	221頁	朱文	未詳	未詳	未詳	西方翼	私璽	
	燕二六	237頁	朱文	未詳	未詳	未詳	垚	私璽	単字璽

		燕二七	259頁	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	率加□	私璽	
		燕二八	261頁	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	率加斉	私璽	
		燕二九	263頁	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	虞留	私璽	
		燕三〇	273頁	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	封（邦？）□	私璽	
		燕三一	297頁	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	昌	吉語璽	単字璽
		燕三二	311頁	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	丞	吉語璽	単字璽
『中国古印』	第二巻	燕三三	87頁	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	□遠	私璽	
		燕三四	30	朱文	未詳	壇形鼻鈕	銅	東方員	私璽		
		燕三五	44	白文	未詳	覆斗	玉	信垚疾	職官璽		
『書道全集』（第二七巻）		燕三六	24頁左上	白文	未詳	未詳	未詳	未詳	□畋	私璽	
		燕三七	24頁左下	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	率加武	私璽	
		燕三八	28頁左中	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	公孫埴	私璽	
		燕三九	46頁左上	白文	未詳	未詳	未詳	未詳	□畋	私璽	
		燕四〇	4頁左上	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	長□	私璽	
		燕四一	96頁右上	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	□（匚＋子）	私璽	
		燕四二	98頁右上	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	公孫（皿＋則）	私璽	
		燕四三	128頁左上	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	異耳	私璽	
		燕四四	140頁左中	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	易諭	私璽	
		燕四五	169頁右上	朱文	未詳	未詳	未詳	未詳	喬匿	私璽	
『首都博物館蔵古璽印選』	巻一	燕四六	9	朱文	未詳	未詳	未詳	銅	長興	私璽	
		燕四七	11	朱文	未詳	未詳	未詳	銅	長□	私璽	
		燕四八	17	白文	未詳	未詳	未詳	銅	喬辛垚	私璽	
		燕四九	50	朱文	未詳	未詳	未詳	銅	奠（鄭）隹	私璽	
	巻二	燕五〇	52	白文	未詳	未詳	未詳	銅	司馬苗	私璽	
		燕五一	54	朱文	未詳	未詳	未詳	銅	司馬戡	私璽	
		燕五二	56	朱文	未詳	未詳	未詳	銅	公孫生埴	私璽	
		燕五三	57	朱文	未詳	未詳	未詳	銅	公孫□徒	私璽	
『中国璽印集粋』	巻一	燕五四	19	白文	未詳	0.88×0.88	壇形鼻鈕	銅	襄剸	私璽	

	巻二	燕五五	21	白文	1.22×1.22	壇形鼻鈕	銅	召翦	私璽
		燕五六	144	朱文	未詳	鋭覆斗形鼻鈕	銅	□□	私璽
		燕五七	154	朱文	未詳	半通形鼻鈕	銅	衞生達	私璽
		燕五八	155	朱文	未詳	半通形鼻鈕	銅	□□	私璽
		燕五九	169	朱文	未詳	壇形鼻鈕	銅	柏公□	私璽
『中国古銅印の美』		燕六〇	21	朱文	未詳	壇形鼻鈕	銅	絢□	私璽
『古印窺・楚州宋専拓本』		燕六一	20頁右下	朱文	未詳	未詳	未詳	蜚都右司馬	封泥（官）
『古封泥集成』		燕六二	1	朱文	未詳	未詳	未詳	蜚都右司馬	封泥（官）
		燕六三	17	白文	未詳	未詳	未詳	（言＋亘）□	封泥（私）

【燕一】

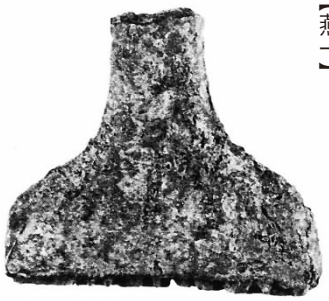

【燕二】

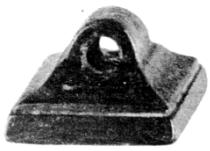

【燕三】

【燕四】

【燕五】

【燕六】

【燕七】

【燕八】

【燕九】

【燕一〇】

【燕一一】

【燕一二】

【燕一三】

【燕一四】

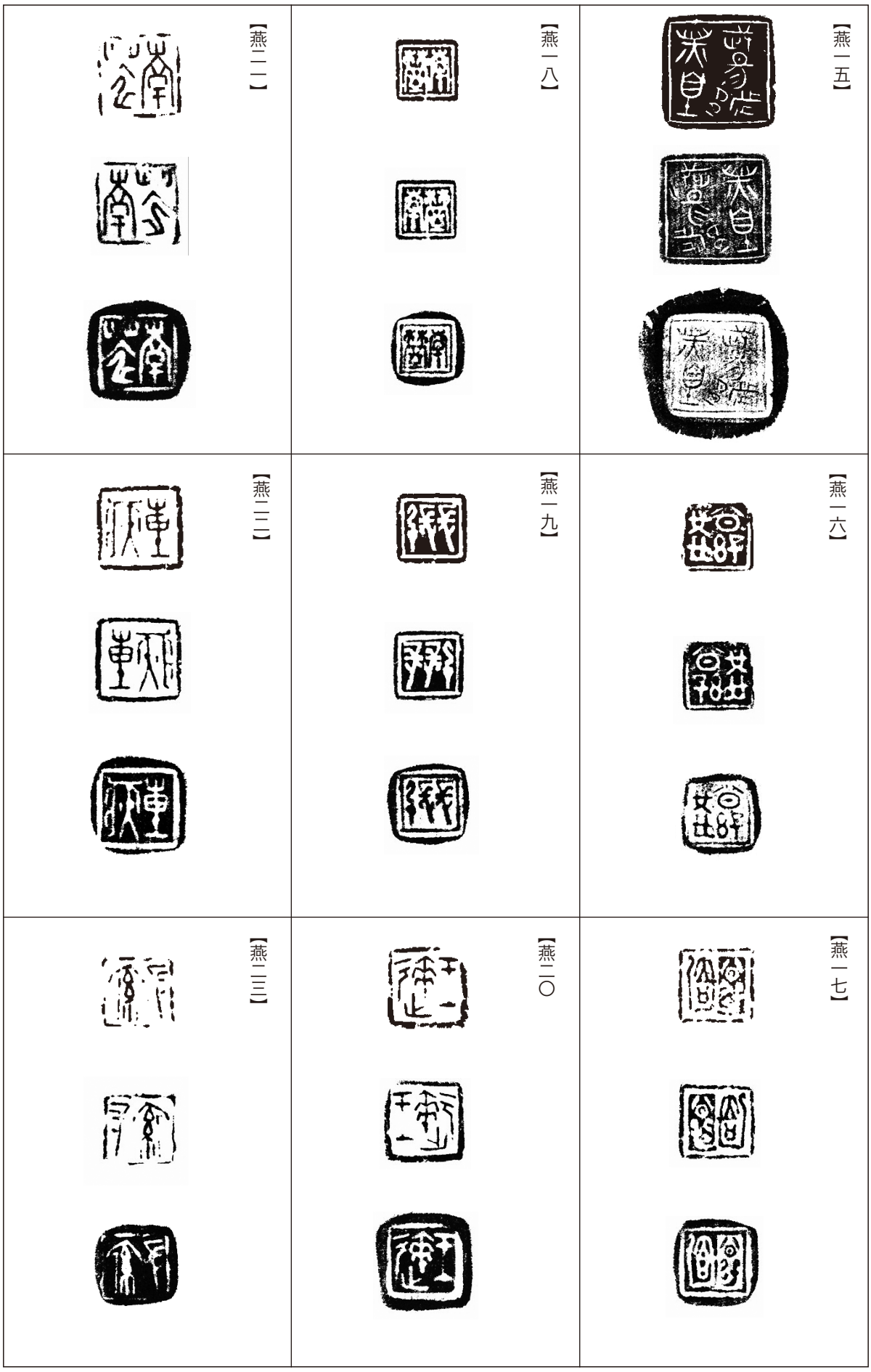
【燕一五】
【燕一六】
【燕一七】
【燕一八】
【燕一九】
【燕二〇】
【燕二一】
【燕二二】
【燕二三】

【燕二四】

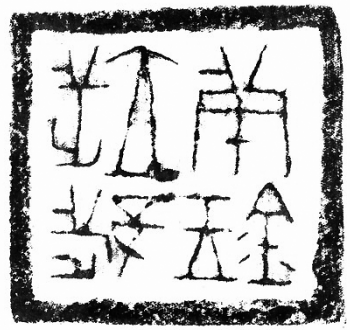

【燕二五】

【燕二六】

【燕二七】

【燕二八】

【燕二九】

【燕三〇】

【燕三一】

【燕三二】

【燕三三】

【燕三四】

【燕三五】

【燕三六】

【燕三七】

【燕三八】

【燕三九】

【燕四〇】

【燕四一】

【燕四二】

【燕四三】

【燕四四】

【燕四五】

【燕四六】

【燕四七】

【燕四八】

【燕四九】

【燕五〇】

【燕五一】

【燕五二】

【燕五三】

【燕五四】

【燕五五】

【燕五六】

【燕五七】

【燕五八】

【燕五九】

【燕六〇】

【燕六一】

【燕六二】

【燕六三】

〈注〉

(1) 楊寛『戦国史』上海人民出版社　一九八〇年　四頁参照。
(2) 孫慰祖『歴代璽印断代標準品図鑒』吉林美術出版社　二〇一〇年二月　二一頁参照。
(3) 周曉陸『二十世紀出土璽印集成』中華書局　二〇一〇年一月　三六～三八頁参照。
(4) 有鄰館学芸部編『有鄰館精華』藤井斉成会　平成十五年四月　番号：三七参照。
(5) 柯昌済「金文分域編」『余園叢刻』本　一九三二年（徐蜀選編『国家図書館蔵金文研究資料叢刊2』北京図書館出版社　二〇〇四年三月　五七五頁）
(6) 羅福頤「近百年来対古璽文字之認識和発展」『古文字研究』第五輯　中山大学古文字研究室編　中華書局　一九八一年一月　二五四頁参照。
(7) 呉振武「古璽合文考（十八篇）」『古文字研究』第十七輯　中華書局　一九八九年六月　二六八頁参照。
(8) 拙稿「燕国璽印研究――長細形璽印の印文中の〈鍴〉を中心に――」『書学書道史研究』第二十五号　書学書道史学会　二〇一五年十月　二頁「燕国長細形璽印の保存現状」の表参照。
(9) 駱堅群（主編）『方寸乾坤』（浙江省博物館典蔵大系）　浙江古籍出版社　二〇〇九年十一月　三〇頁参照。
(10) 王国維『王国維遺書』巻六　上海古籍書店　一九八三年
(11) 唐蘭『古文字学導論』（増訂本）　斉魯書社　一九八一年
(12) 李学勤「戦国題銘概述」『文物』一九五九年第七期五〇頁、第八期六〇頁参照。
(13) 何琳儀『戦国文字通論』中華書局　一九八九年四月　七七～一五五頁参照。
(14) 趙学清『戦国東方五国文字構形系統研究』（漢字構形史叢書）　上海教育出版社　二〇〇五年十月
(15) 孫剛『斉文字編』福建人民出版社　二〇一〇年一月
(16) 劉彬徽・劉長武『楚系金文彙編』湖北教育出版社　二〇〇九年五月
(17) 王愛民『燕文字編』（吉林大学碩士学位論文）　二〇一〇年四月
(18) 湯志彪『三晋文字編』作家出版社　二〇一三年十一月
(19) 周波『戦国時代各系文字間的用字差異現象研究』綫装書局　二〇一二年十二月
(20) 繆文遠『戦国制度通考』巴蜀書社　一九八九年九月　二三〇頁参照。
(21) 前掲『戦国文字通論』九二頁参照。
(22) 羅福頤（主編）『古璽彙編』文物出版社　一九八一年十二月
(23) 高明（編著）／北川博邦（訳）『古陶文彙編』東方書店　一九八九年五月
(24) 呉振武「釈〈受〉並論盱眙南窯銅壺和重金方壺的国別」『古文字研究』第一四輯　中華書局　一九八六年六月　五一頁参照。
(25) 何琳儀『戦国古文字典』（戦国文字声系）　中華書局　一九八九年九月　一八六頁参照。
(26) 湯餘惠（主編）『戦国文字編』福建人民出版社　二〇〇一年一二月　二五一頁参照。
(27) 前掲『燕文字編』六二頁参照。
(28) 前掲『戦国東方五国文字構形系統研究』一一三頁参照。

(29) 荘新興『戦国璽印分域編』上海書店出版社　二〇〇一年十月　三頁参照。
(30) 前掲『戦国璽印分域編』一一頁参照。
(31) ①前掲『戦国文字通論』九九頁参照。②前掲『戦国古文字典』一〇二八頁参照。
(32) 朱徳熙「戦国匋文和璽印文字中的〈者〉字」『古文字研究』第一輯　中華書局出版　一九七九年八月　一一六～一二〇頁参照。
(33) 前掲『戦国古文字典』五六五頁参照。
(34) 趙平安「論燕国文字中的所謂〈都〉当為〈鄚〉（県）字」『語言研究』二〇〇六年十二月　七七頁参照。
(35) 裘錫圭「戦国貨幣考（十二篇）」『北京大学学報』（哲学版）　一九七八年第二期　六九～八三頁参照。
(36) 張英（等編）『吉林出土古代官印』文物出版社　一九九二年十月　璽印番号：一八三　釈文：二一一頁「今生狗」参照。
(37) 裘錫圭「戦国文字中的〈市〉」『考古学報』第三期　科学出版社　一九八〇年七月　二八五～二九六頁参照。
(38) 高雪「陝西清澗県又発見商代青銅器」『考古』科学出版社　一九八四年八月　七六一頁参照。高雪氏はこの銅器を戦国時代の楚国に属するものと判断するが、今の資料によれば、高氏は間違っていると考えている。銘文の文字構造によれば、文中の「器」「受」「左」の文字構造は、燕国文字に特別に存在している文字構造であるので、燕国の遺物として判断して、間違いない。陝西省は秦国の故地で、この銅器を戦利品として西の方に移したと考えている。考古の面には、類似の文物の出土例があるので、執筆者は、この銅鼎を燕器と判断している。
(39) 前掲『二十世紀出土璽印集成』七九六頁（M-P-〇〇八六）は「[illegible]」字を「豕」字と釈読する。
(40) 前掲『戦国文字編』一三〇頁「器」字参照。
(41) 徐谷甫・王延林『古陶字彙』上海書店出版社　一九九四年五月　六〇頁「哭」字参照。
(42) 前掲『戦国古文字典』一二〇〇頁「器」字参照。
(43) 高明・葛英会編『古陶文字徵』（中華書局版）　東方書店　一九九〇年四月　四八頁「哭」字参照。
(44) 曹錦炎「釋戦国陶文中的〈敲〉」『考古』科学出版社　一九八四年一月　八四頁参照。
(45) 拙稿「燕国陶文印跡中の〈[illegible]〉字について」『書道学論集（13）』大東文化大学大学院書道学専攻院生会　二〇一六年三月　二九～四六頁参照。
(46) 前掲『戦国璽印分域編』六頁参照。
(47) ①前掲『古陶文彙編』三五七頁　番号：四・一一参照。②唐存才『歩黟堂藏戦国陶文遺珍』上海書画出版社　二〇一三年十月　一八〇頁参照。
(48) 前掲『戦国璽印分域編』一二頁参照。
(49) ①高明・葛英会『古陶文字徵』（中華書局版）　東方書店　一九九〇年四月　一六四頁「癸」字参照。②前掲『古陶文彙編』六五頁　番号：四・九〇、四・九一参照。
(50) 王恩田『陶文図録』斉魯書社　二〇〇六年六月　一五五頁番号四・三七・一～四・三七・三参照。
(51) 前掲『戦国古文字典』一三八頁「登」字参照。
(52) 前掲『燕文字編』二九頁「登」字参照。

(53) 前掲『戦国古文字典』二頁「喜」字参照。
(54) 徐暢（主編）『先秦印風』（中国歴代印風系列） 重慶出版社 一九九九年十二月 一四頁参照。
(55) 拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の〈ㄅ〉字の詞性」『書道学論集（12）』大東文化大学大学院書道学専攻院生会 二〇一五年三月 四一～六六頁参照。
(56) 拙稿「燕国陶文印跡中の〈卍〉字について」『書道学論集（13）』大東文化大学大学院書道学専攻院生会 二〇一六年三月 二九～四六頁
(57) 「韓」字説：①曾紹杰『鉢印精選（上）』 一九八六年十二月 六三頁、七一頁、七四頁、八四頁 ②曹錦炎『古璽通論』上海書画出版社 一九九六年三月 八三頁 ③黄徳寛『古文字譜系疏証』商務印書館 二〇〇七年 二五四三頁 ④前掲『先秦印風』一五一頁参照。⑤小林斗盦『篆刻全集』第一巻（中国〔殷～戦国〕古璽 官璽・私璽） 二玄社 二〇〇一年四月 一三八頁 ⑥徐敦徳『鉄雲蔵印選』西泠印社出版 一九九〇年八月 一四頁 ⑦前掲『燕文字編』八九頁 ⑧湯餘惠「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯 中華書局 一九八六年六月 七〇頁 ⑨徐暢「先秦璽印攷釈発微」『印学研究』（二〇一四 古璽印研究専輯） 文物出版社 二〇一四年三月 四四頁 ⑩王人聡・游学華『中国歴代璽印芸術』浙江省博物館・香港中文大学文物館 二〇〇〇年 五九頁璽印番号：五九参照。
(58) 「孝」字説：①前掲『先秦印風』一一七頁参照。②劉正成（主編）『中国書法全集』第九二巻（先秦璽印巻） 栄宝斎出版社 二〇〇三年二月 一四一頁番号：一一三〇、一一三二参照。③小林斗盦『中国璽印類編』二玄社 一九九六年二月 二九二頁「孝」字参照。
(59) 「南」字説：『周叔弢先生捐献璽印選』天津市芸術博物館 一九八四年三月
(60) 「南郭」複姓説：陳光田『戦国璽印分域研究』岳麓書社 二〇〇九年五月 一二〇～一二一頁参照。
(61) 「考」字説：前掲『中国璽印類編』三八六頁、「耳」字の下に「考耳」の印参照。同じこの璽印は同書の二九二頁に「孝耳」と釈している。
(62) 「崞」字説：葉其峰『古璽印与古璽印鑑定』文物出版社 一九九七年十月 一六七頁璽印番号：二五及び一五二頁釈文二五参照。
(63) 「章」字説：①鄭佩香（主編）『中国的印章』大衆書局 一九九二年六月 四七頁 ②『十鐘山房印挙選』上海書画出版社 一九九一年九月 一四頁参照。③銭浚・呉慧虞『常熟博物館蔵印集』人民美術出版社 一九九七年九月 一頁左上第一印参照。
(64) 「南」字説：①羅福頤『古璽印概論』文物出版社 一九八一年十二月 四七頁 ②羅福頤（著）／北川博邦（訳）『図説中国古印研究史――近代の古璽研究の発展』雄山閣 一九八五年四月、参照。
(65) 「軌」字説：①前掲『戦国古文字典』九六七頁参照。②前掲『戦国文字編』四六四頁 ③前掲『戦国東方五国文字構形系統研究』一八五頁 番号：一二三七参照。
(66) 「李」字説：河北省文物研究所編『燕下都』河北省文物出版社 一九九六年八月 八三九頁、八四一頁参照。
(67) 「索」字説：黄賓虹『黄賓虹集古璽印存』西泠印社出版社 二〇〇九年七月 八五～八六頁参照。
(68) 前掲『戦国古文字典』二八三頁「囂」字参照。

(69) 前掲『戦国璽印分域編』一九頁　番号八八参照。
(70) 前掲『戦国文字編』一二九頁「囂」字参照。
(71) 高明・涂白奎編著『古文字類編』（増訂本）　上海古籍出版社　二〇〇八年八月　二二二頁「囂」字参照。
(72) 前掲『燕下都』八三九～八四一頁参照。
(73) 前掲『戦国璽印分域編』一〇頁参照。
(74) 前掲『戦国璽印分域編』一〇～一一頁参照。
(75) 前掲『戦国璽印分域編』一一～一二頁参照。
(76) 前掲『古陶文彙編』番号：四・二、四・四、四・五参照。
(77) 当該文字の釈読は研究者によって異なっている。（一）「虔」：①西川寧『書道講座』（6篆刻）二玄社　一九七三年二月　②于省吾『双剣誃古器物図録』中華書局　二〇〇九年四月　（二）「虚〈爐〉」：①石志廉「戦国古璽考釋十種」『中国歴史博物館館刊』一九八〇年総第二期　文物出版社　②前掲「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯　③前掲『古璽通論』　④鄭珉中（主編）『璽印』（故宮博物院蔵文物珍品大系）　上海科学技術出版社　二〇〇八年七月　⑤前掲『方寸乾坤』　（三）「虔」：①前掲『戦国文字通論』　②前掲『中国璽印類編』、前掲『篆刻全集』第一巻　③『中国歴代篆刻集粋』第一巻（官璽・私璽〔先秦〕）　浙江古籍出版社　二〇〇七年五月　（四）「聖（〈聲・聽〉）」：①呉振武「釋双剣誃旧蔵燕【外司聖鐺】璽」『于省吾教授百年誕辰紀念文集』吉林大学出版社　一九九六年九月　②前掲『先秦印風』　③董珊『戦国題銘与工官制度』（北京大学博士研究生学位論文）　二〇〇二年五月　④何琳儀『戦国文字通論（訂補）』江蘇教育出版社　二〇〇三年一月　⑤前掲『中国書法全集』第九二巻　⑥徐暢『先秦璽印図説』文物出版社　二〇〇九年一月　⑦前掲書『戦国璽印分域研究』（五）「鑄」：前掲『二十世紀出土璽印集成』。
(78) ①羅福頤氏は『古璽彙編』に「虞」と釈読している。②湯餘惠氏は「虞」を釈読して、「獻」字と読んでいる（前掲「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯　五三頁）参照。
(79) 「虚」、前掲『古璽彙編』、呉振武『古璽彙編』校訂』に同じく「虚」字と釈読している。
(80) 前掲『古璽彙編』に「虎」字と釈読している。
(81) 前掲「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯　五三頁参照。
(82) 前掲『戦国古文字典』一二〇四～一二〇五頁参照。
(83) 前掲「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯　五三頁参照。
(84) 前掲『戦国璽印分域研究』一二〇～一二一頁、一二七頁参照。
(85) 前掲『古璽印概論』　四七頁参照。
(86) 前掲『中国書法全集』第九二巻一四二頁　番号：一一四六参照。
(87) 天津市芸術博物館編『天津市芸術博物館蔵古璽印選』文物出版社　一九九七年八月　三二頁参照。
(88) 天津博物館編『天津博物館蔵璽印』（天津博物館精品系列図集）　文物出版社　二〇一三年十一月　四四頁璽印番号：〇四〇参照。
(89) 劉釗『古文字構形学』福建人民出版社　二〇〇六年一月　二三頁参照。

(90) 文献出典二件、①「燕之水萃下而弱、沈滞而雑、故其民愚戇而好貞、軽疾而易死。」『管子』水地　②「其俗愚悍少慮、軽薄無威、亦有所長、敢于急人、燕丹遺風也。」『漢書』地理志下、参照。
(91) 董説／繆文遠（訂補）『七国考訂補』上海古籍出版社　一九八七年四月
(92) 前掲『戦国制度通考』二三〇～二四〇頁参照。
(93) 『考古文博研究』（首都師範大学学報社会科学版）二〇〇七年第六期（総第一七九期）三四～三七頁（后曉栄氏・陳曉飛氏の論文「考古出土文物所見燕国地名考」）参照。
(94) 左言東『先秦職官表』商務印書館　一九九四年七月　三六一～三六五頁参照。
(95) 何琳儀・馮勝君「燕璽簡述」『北京文博』一九九六年第三期　一四～二〇頁参照。
(96) 前掲「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯　六五頁　附録〈一〉〇〇一〇、〇一五九参照。
(97) 李家浩「従曾姫无卹壺銘文談楚滅曾的年代」『文史』第三十三輯　中華書局　一九九〇年十月　一七頁注⑥参照。
(98) 前掲『戦国璽印分域研究』八五頁参照。
(99) 前掲『戦国東方五国文字構形系統研究』一八〇頁参照。
(100) 前掲「燕璽簡述」一四～二〇頁参照。
(101) 前掲『戦国璽印分域編』三頁　編号三参照。
(102) 高明『中国古文字学通論』北京大学出版社　一九九六年六月　四六九頁参照。
(103) 前掲『中国璽印類編』一九六頁参照。
(104) 后曉栄・陳曉飛「考古出土文物所見燕国地名考」『考古文博研究』（首都師範大学学報社会科学版）二〇〇七年第六期（総第一七九期）三四～三五頁参照。
(105) 前掲『鉢印精選（上）』九頁、一三頁参照。
(106) 方去疾（主編）『書法篆刻編七　璽印篆刻』（中国美術全集）上海書画出版社・上海人民美術出版社　一九八九年五月　六頁李懐軍氏の印文釈読参照。
(107) 前掲『中国古文字学通論』四六九頁参照。
(108) 範祥雍『古本竹書紀年輯校訂補』新知識出版社　一九五六年七月　六一頁参照。
(109) 前掲『中国古文字学通論』四六九頁参照。
(110) 羅福頤（主編）『故宮博物院蔵古璽印選』文物出版社　一九八二年十二月　一頁編号三の璽印参照。
(111) 前掲『古璽印与古璽印鑑定』八七頁に未釈文字として収録されたことがあるが、同氏の「戦国官璽的国別及有関問題」『古代銘刻論叢』（文物出版社　二〇一二年一二月　二三頁）には「万」と釈読している。
(112) 前掲『鉢印精選（上）』一三頁右下の璽印参照。
(113) 施謝捷『古璽彙考』（安徽大学博士学位論文）二〇〇六年六月　七六頁参照。
(114) 前掲「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯　六五頁参照。
(115) 呉振武『「古璽文編」校訂』人民美術出版社　二〇一一年十一月
(116) 前掲『陶文図録』一七二九頁参照。

(117) 徐暢「先秦璽印攷釈発微」『印学研究』（二〇一四古璽印研究専輯）文物出版社　二〇一四年三月　八頁参照。
(118) 前掲『陶文図録』一七二九頁　番号：四・二一一・一参照。
(119) 前掲『戦国題銘与工官制度』
(120) 前掲『戦国制度通考』二三四頁参照。
(121) 后暁栄・陳暁飛「考古出土文物所見燕国地名考」『考古文博研究』（首都師範大学学報社会科学版）二〇〇七年第六期（総第一七九期）』三五頁参照。
(122) 前掲『古璽彙考』八八頁参照。
(123) 前掲『戦国制度通考』二三三頁参照。
(124) 裘錫圭「戦国文字中的市」『考古学報』一九八〇年第三期　科学出版社　一九八〇年七月
(125) 前掲『戦国古文字典』六一四頁参照。
(126) 前掲『戦国題銘与工官制度』
(127) 趙平安『金文釈読与文明探索』上海古籍出版社　二〇一一年一〇月「無中市△鐇」参照。
(128) 前掲『戦国璽印分域研究』〇九〇～〇九一頁
(129) 前掲『二十世紀出土璽印集成』譜録第二章六八頁二―SP―〇一一五参照。
(130) 前掲『先秦璽印図説』二一八～二一九頁参照。
(131) 高亨（纂著）『古文字通仮会典』斉魯書社　一九九七年七月　二二頁参照。
(132) 前掲『戦国古文字典』七二七頁参照。
(133) 前掲『古璽彙考』九〇頁参照。
(134) 前掲『古本竹書紀年輯校訂補』七七頁参照。
(135) 前掲『戦国制度通考』二三三頁参照。
(136) 黄盛璋「所謂〈夏虚都〉三璽与夏都問題」『中原文物』一九八〇年九月　一～三頁参照。
(137) 前掲『古本竹書紀年輯校訂補』七五頁参照。
(138) 后暁栄・陳暁飛「考古出土文物所見燕国地名考」『考古文博研究』（首都師範大学学報社会科学版）二〇〇七年第六期（総第一七九期）』三五頁参照。
(139) 前掲『古璽彙考』八一頁参照。
(140) 前掲『七国考訂補』三〇八頁参照。
(141) 裘錫圭「戦国文字中的〈市〉」『考古学報』一九八〇年第三期　科学出版社　一九八〇年七月　二八五～二九六頁参照。
(142) 何琳儀・馮勝君「燕璽簡述」『北京文博』一九九六年第三期　一四～二〇頁参照。
(143) 拙稿「燕国長細形一璽印の釈読」『書道学論集（11）』大東文化大学大学院書道学専攻院生会　二〇一四年三月　六九～七八頁参照。
(144) 徐連達『中国歴代官制大詞典』広東教育出版社　二〇〇九年八月　四〇三頁「司徒」参照。
(145) 天津市歴史博物館考古部「天津市武清県蘭城遺址的鑽探与試掘」『考古』二〇〇一年九月第九期（総四〇八期）四五頁（総

八一七頁）参照。

(146) 河北省文物管理処「燕下都第二三号遺址出土一批銅戈」『文物』文物出版社　一九八二年第八号四四頁参照。

(147) 前掲『古璽彙編』番号：〇一二五「襄平右丞」参照。

(148) 前掲『中国歴代官制大詞典』四〇〇頁「司空」参照。

(149) 左言東『先秦職官表』商務印書館　一九九四年七月　三六三頁「陶尹」「陶工」参照。

(150) 前掲『戦国璽印分域研究』参照。

(151) 陳光田「戦国璽印中所見古代複姓及其源流考」『河南師範大学学報』（哲学社会科学版）第三五巻第二期　二〇〇八年三月一四〇～一四四頁参照。

(152) 呉振武「古璽姓氏考（複姓十五篇）」『出土文献研究』第三輯　中華書局　一九九八年十月　七四～八八頁

(153) 前掲「略論戦国文字形体研究中的幾個問題」『古文字研究』第一五輯　八一頁　番号〇六四五参照。

(154) ①前掲『古璽彙編』　三七七頁参照。②前掲『故宮博物院蔵古璽印選』五頁　璽印番号：一九二参照。

(155) 前掲『「古璽文編」校訂』三七七頁四一一〇～四一二一参照。

(156) 葉其峰『古代銘刻論叢』文物出版社　二〇一二年十月　七四頁参照。

(157) 前掲『戦国璽印分域研究』一二六頁参照。

(158) 前掲『戦国璽印分域編』八八～九〇頁参照。

(159) 前掲『戦国題銘与工官制度』

(160) 呉振武の①前掲「古璽合文考（十八篇）」『古文字研究』第十七輯　二六八頁参照。②前掲『「古璽文編」校訂』五一四頁璽印番号三二七四参照。

(161) 重澤俊郎『左伝人名地名索引』広文書局　一九九九年二月　四五頁参照。

(162) 鄭建芳「山東鄒城市発見四枚古代銅印」『考古』一九九八年第一二期　八七頁参照。

(163) 呉紅松「関于鄒城発見的古代銅印」『考古』二〇〇五年第八期　九六頁参照。

(164) 王人聡「印学五題」『中国古璽印学国際研討会論文集』香港中文大学文物館　二〇〇〇年三月　七頁参照。

(165) 前掲『戦国璽印分域研究』八八頁参照。

(166) 陳松長『湖南古代璽印』上海辞書出版社　二〇〇四年十二月　二四〇頁参照。

(167) 呉紅松「関于鄒城発見的古代銅印」『考古』二〇〇五年第八期　九六頁参照。

(168) 前掲「印学五題」『中国古璽印学国際研討会論文集』八頁参照。

(169) 陳根遠「古璽弁偽」『芸術与投資』二〇〇六年第四期　内蒙古日報社　二〇〇六年四月　七七～七八頁参照。

(170) 鄭建芳「山東鄒城市発見四枚古代銅印」『考古』一九九八年第一二期　八七頁参照。

(171) 前掲『湖南古代璽印』二四二頁参照。

(172) 前掲『故宮博物院蔵古璽印選』二頁　九番参照。

(173) 『書道全集』第二七巻　平凡社　一九三二年四月　三頁、二三頁参照。

(174) 前掲『中国璽印類編』四三八頁参照。

(175) 拙稿「燕国璽印研究―長細形璽印の印文中の〈鍴〉を中心に―」『書学書道史研究』第二十五号　書学書道史学会　二〇一五年十月
(176) 前掲『鉢印精選』十頁右中参照。
(177) 前掲『天津市芸術博物館蔵古璽印選』
(178) 前掲『戦国璽印分域研究』八八頁参照。
(179) 林文彦「古璽掇遺」『台湾芸術大学書画芸術学刊』二〇〇六年　一九～二〇頁参照。
(180) 前掲『書道全集』第二七巻　三一頁参照。
(181) 『不手非止』第十号（特集：秦漢古璽印選）　不手非止刊行会　一九八四年六月　三頁参照。
(182) 前掲『鉢印精選』九頁右上参照。
(183) 前掲『陶文図録』第四巻　番号：四・四・一、四・七・一参照。
(184) 前掲『古璽印概論』一二五頁参照。
(185) 前掲『古璽彙編』番号：〇一九二参照。
(186) 前掲『中国璽印類編』三五頁右上参照。
(187) 荘新興・茅子良主編『中国璽印篆刻全集（璽印上）』上海書画出版社　一九九九年十一月　五頁璽印番号：三七参照。
(188) 前掲『古璽印概論』一二五頁参照。
(189) 前掲『陶文図録』第四巻　番号：四・二一一・四参照。
(190) 田煒『古璽探研』華東師範大学出版社　二〇一〇年五月　九八頁番号：六六参照。
(191) 傅嘉義（主編）『歴代印匋封泥印風』（中国歴代印風系列）　重慶出版社　一九九九年十二月　六九頁参照。
(192) 前掲「釋双剣誃旧蔵燕【外司聖鍴】璽」『于省吾教授百年誕辰紀念文集』一六二～一六五頁参照。
(193) 于省吾『双剣誃古器物図録』中華書局　二〇〇九年四月　一三五頁図版参照。
(194) 前掲「戦国古璽考釈十種」『中国歴史博物館館刊』一一三頁参照。
(195) 前掲「燕国長細形一璽印の釈読」『書道学論集（11）』四～五頁参照。
(196) 前掲『古璽彙考』一八四頁参照。
(197) 田煒「戦国古璽所見官名研究三則」『中山大学学報』（社会科学版）　二〇一〇年第五〇巻第五期（総二二七期）　六六～六七頁参照。

〈参考文献〉

『歴代古印大観』（原鈐印本）
『穆如清風室印譜』（原鈐印本）
『首都博物館蔵古璽印選』（原鈐印本）魏三網（監製）　徐偉（謄写）　楊宝泰（印章鈐拓）　中国首都博物館・日本華夏有限会社　一九九二年十一月
『鴨雄緑斎古璽印選』（原鈐印本）菅原石廬　一九九六年二月

王人聡（編）『新出歴代璽印集録』（香港中文大学文物館専刊之二）　一九八二年
王人聡（編）『新出歴代璽印集釈』香港中文大学文物館　一九八七年
加藤慈雨楼（編）『平盦攷蔵古璽印選』臨川書店　一九八〇年五月
『中国古印図録』（大谷大学禿庵文庫）　大谷大学　一九六四年八月
高明『中国古文字学通論』北京大学出版社　一九九六年六月
王人聡・游学華『中国古璽印学国際研討会論文集』香港中文大学文物館　二〇〇〇年三月
王人聡・游学華『中国歴代璽印芸術』浙江省博物館・香港中文大学文物館　二〇〇〇年
戴青山『中国歴代璽印集粋』線装書局　一九九七年九月
『中国歴史博物館館刊』総第二期　文物出版社　一九八〇年九月
劉家琳（分巻主編）『中国歴史博物館蔵法書大観』第四巻（璽印篆刻）　柳原書店　一九九九年七月
小林斗盦（編）『中国璽印類編』二玄社　一九九六年二月
荘新興・茅子良（主編）『中国璽印篆刻全集』第一巻（璽印上）、第二巻（璽印下）　上海書画出版社　一九九九年十一月
菅原石廬（編著）『中国璽印集粋』（鴨雄緑斎蔵）　二玄社　一九九七年
菅原石廬（編著）『中国古璽印精選』（鴨雄緑斎蔵）　アートライフ社　二〇〇四年八月
『中国古代陶文集拓』（原器拓本）　文雅堂　一九九九年
『中国古銅印の美』（求古斎コレクション）　古河市篆刻美術館　二〇一二年九月
劉正成（主編）『中国書法全集』第九二巻（先秦璽印巻）　栄宝斎出版社　二〇〇三年二月
鄭佩香（主編）『中国的印章』大衆書局　一九九二年六月
周曉陸『二十世紀出土璽印集成』中華書局　二〇一〇年一月
曾紹杰『鉢印精選（上下）』一九八六年十二月
張学『璽印篆刻収蔵図鑑』線装書局　二〇一四年四月
鄭珉中『璽印』（故宮博物院蔵文物珍品大系）　上海科学技術出版社　二〇一一年七月
何琳儀『戦国古文字典』（戦国文字声系）　中華書局　一九九八年九月
何琳儀『戦国文字通論』中華書局　一九八九年四月
湯餘惠（主編）『戦国文字編』福建人民出版社　二〇〇一年一二月
繆文遠『戦国制度通考』巴蜀書社　一九八九年九月
董珊『戦国題銘与工官制度』（北京大学博士研究生学位論文）　二〇〇二年五月
荘新興『戦国璽印分域編』上海書店出版社　二〇〇一年十月
陳光田『戦国璽印分域研究』岳麓書社　二〇〇九年五月
趙学清『戦国東方五国文字構形系統研究』（漢字構形史叢書）　上海教育出版社　二〇〇五年十月
王恩田『陶文図録』斉魯書社　二〇〇六年六月
王愛民『燕文字編』（吉林大学碩士学位論文）　二〇一〇年四月

河北省文物研究所『燕下都』河北省文物出版社　一九九六年八月
羅福頤（主編）『故宮博物院蔵古璽印選』文物出版社　一九八二年十二月
呉振武『「古璽文編」校訂』人民美術出版社　二〇一一年十一月
羅福頤（主編）『古璽文編』文物出版社　一九八一年十月
羅福頤（主編）『古璽彙編』文物出版社　一九八一年十二月
施謝捷『古璽彙考』（安徽大学博士学位論文）　二〇〇六年五月
田煒『古璽探研』華東師範大学出版社　二〇一〇年五月
曹錦炎『古璽通論』上海書画出版社　一九九六年三月
羅福頤『古璽印概論』文物出版社　一九八一年十二月
葉其峰『古璽印与古璽印鑑定』文物出版社　一九九七年十月
徐谷甫・王延林『古陶字彙』上海書店出版　一九九四年五月
高明（編著）／北川博邦（訳）『古陶文彙編』東方書店　一九八九年五月
高明・涂白奎『古文字類編（増訂本）』上海古籍出版社　二〇〇八年八月
劉釗『古文字構形学』福建人民出版社　二〇〇六年一月
葉其峰『古代銘刻論叢』文物出版社　二〇一二年十月
『古印窺・楚州宋専拓本』（蔣一安蔵）　文史哲出版社　一九九三年一月
孫慰祖（主編）『古封泥集成』上海書店出版　一九九四年一一月
方斌（主編）『你応該知道的二〇〇件官印』（故宮収蔵）　紫禁城出版社　二〇〇八年六月
孫慰祖『歴代璽印断代標準品図鑒』吉林美術出版社　二〇一〇年二月
唐存才（編著）『歩黟堂藏戦国陶文遺珍』上海書画出版社　二〇一三年十月
吉林大学歴史系文物陳列室編『吉林大学蔵古璽印選』文物出版社出版　一九八七年九月
張英（等編）『吉林出土古代官印』文物出版社　一九九二年十月
『芸林月刊』天津市古籍書店　一九三一年九月
許慎『説文解字』中華書局版　一九七九年十月
伏海翔『陝西新出土古代璽印』上海書店出版社　二〇〇五年一月
徐暢『先秦璽印図説』文物出版社　二〇〇九年一月
左言東『先秦職官表』商務印書館　一九九四年七月
徐暢（主編）『先秦印風』（中国歴代印風系列）　重慶出版社　一九九九年十二月
駱堅群（主編）『方寸乾坤』（浙江省博物館典蔵大系）　浙江古籍出版社　二〇〇九年十一月
郭兵編『寸心篆籀―中国古代璽印鑑賞』湖南美術出版社　二〇〇九年五月
頼非『山東新出土古璽印』斉魯書社出版　一九九八年二月
徐敦徳（選編）『鉄雲蔵印選』西泠印社出版　一九九〇年八月

天津市芸術博物館編『天津市芸術博物館蔵古璽印選』文物出版社　一九九七年八月
天津博物館編『天津博物館蔵璽印』（天津博物館精品系列図集）文物出版社　二〇一三年十一月
孫慰祖『可斎論印新稿』上海辞書出版社　二〇〇三年三月
許雄志『鑑印山房蔵古璽印菁華』河南美術出版社　二〇〇六年七月
陳松長『湖南古代璽印』上海辞書出版社　二〇〇四年十二月
湖南省博物館編『湖南省博物館蔵古璽印集』上海書店出版　一九九一年六月
呂金成（主編）『印学研究』2014（古璽印研究専輯）文物出版社　二〇一四年三月
『〈印象深刻〉院蔵璽印展』台北故宮博物院　二〇〇七年
『有鄰館古印存』（原鈐印本）同朋舎出版　一九九二年一月二十八日
有鄰館学芸部編『有鄰館精華』藤井斉成会　二〇〇三年四月
加藤慈雨楼編『有隣館蔵璽印精華　官印編』藤井斉成会　一九七六年六月
『書道全集』第二七巻　平凡社　一九三二年四月
銭浚・呉慧虞『常熟博物館蔵印集』人民美術出版社　一九九七年九月
天津市芸術博物館編『周叔弢先生捐献璽印選』天津人民美術出版社　一九八四年三月
羅福頤（著）／北川博邦（訳）『図説中国古印研究史―近代の古璽印研究の発展』雄山閣　一九七五年四月
『不手非止』第十号（特集：秦漢古璽印選）不手非止刊行会　一九八四年六月
江村治樹『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』汲古書院　二〇〇〇年一月
『十六金符斎印存』（呉大澂蔵印）上海書店出版　一九八九年九月
『十鐘山房印挙選』上海書画出版社　一九九一年九月
『于省吾教授百年誕辰紀念文集』吉林大学出版社　一九九六年九月
于省吾『双剣誃古器物図録』中華書局出版社　二〇〇九年四月
董説（著）／繆文遠（訂補）『七国考訂補』上海古籍出版社　一九八七年四月